

厚岸町議会 第4回定例会

令和4年12月7日
午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和4年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程に先立ち、感謝状の伝達を行います。

室崎議員、音喜多議員、中川議員が町議会議員として在籍35年以上の総務大臣感謝状を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定により、表彰の伝達を行います。

室崎議員、音喜多議員、中川議員は演台前までお進みください。

（議長から感謝状の伝達）

●議長（堀議員） 以上で、感謝状の伝達を終わります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、8番、金子議員、9番、桂川議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

6番、佐藤委員長。

●佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。

去る12月5日午前9時54分から、第11回議会運営委員会を開催し、令和4年厚岸町議会第4回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告であります。

議会からの提出案件は、会期の決定、請願第2号 町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書、令和3年度各会計決算の認定について、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書であります。

審議方法は、請願第2号は、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることとし、その他の案件は、本会議で審議することに決定をいたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

議案第83号から議案第91号までは、令和4年度の各会計補正予算9件であります。

審議方法は、議長を除く12名をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第92号は、一般議案1件、議案第93号から議案第95号までは、条例の一部改正3件で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

一般質問通告者は、7名であります。

本定例会の会期は、12月7日から9日までの3日間に決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日12月7日から12月9日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月7日から12月9日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和4年9月14日開会の第3回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

なお、今般、釧路東部消防組合議会、釧路公立大学事務組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、ご参考にご供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第6、定期監査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり定期監査報告がなされておりますので、ご参考
に供していただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第7、請願第2号 町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書
を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長。

- 議事係長（佐藤係長） 請願第2号 町道真龍神社通り歩道整備に関する請願書。

紹介議員、室崎正之。

請願の趣旨。

国道44号と宮園2丁目の宮園丘陵地区を結ぶ「町道真龍神社通り」は、地区住民の
生活道路や通学路として多くの人が利用しています。

しかし、道幅が狭く歩道も未整備であることから、多くの住民から事故を危惧する
声が出ております。特に、冬期の路面凍結時には急斜面でもあり、交通事故発生の危
険性は大きく、安全な歩行者通路の早期整備について着手していただけるよう請願申
し上げます。

請願の理由。

町道真龍神社通りは、宮園丘陵地区への重要な生活道路であり、当該地区の住民に
とって買い物等の日常生活や子どもたちの通学に利用する唯一の歩行ルートでありま
すし、人口や子ども数が減少している町全体の中にあって、当該地区へは年々新たな
住宅建築も進んできており、ここに移住する多くの子どもたちが毎朝元気な声を響か
せながら連なり通学する姿が見られる数少ない道路であります。

しかし、この道路は幅員が狭く往来する車両の交差も厳しい状況の中で歩行者と共
用通行しなければならず、これまでに一部道路舗装表面に白線により車両と歩行者通
行の区分化を図る安全配慮もされましたが、限られた道幅での措置で十分なもので
なく、特に冬期の路面凍結時には急勾配でのスリップによる車両の接触事故も多く発
生しており、対歩行者との交通事故の危険性は非常に大きいものがあります。

この状況を踏まえ、地区住民では歩行者に十分留意した徐行運転や通学登校時間帯
での車両通過の自粛などの安全対策を励行してきておりますが、他の迂回道路がある
ものの、大きく迂回せざるを得ない距離的な状況もあり、地区内外の方を問わず多く
の車両通行がされているのが実態であります。

このことから、特に子どものいる保護者の事故への危惧は常に大きく、国内の通学
児童の交通事故ニュースに触れるたびに、安全な歩行道路の確保を求める声が高く
寄せられております。

つきましては、高齢者等の住民はもとより、特に児童生徒が通学に安全で安心して
利用できる環境を確保できるよう、良好な歩行者用通路の早期整備を請願申し上げま
す。

令和4年11月18日。

厚岸町議会議長、堀守様。

請願者、住所、厚岸郡厚岸町宮園2丁目86番地。

氏名、宮園丘陵自治会、会長、野呂達雄。

- 議長（堀議員） 紹介議員であります室崎議員から説明を求められておりますので、これを許します。

3番、室崎議員。

- 室崎議員 ただいま朗読いただきました文面に尽きるものではありませんが、このたび、紹介議員を仰せつかった機会に、地域の皆さんとちょっとお話することもできました。そのときの状況を多少付け加えさせていただきます。

皆さんが口々におっしゃるのは、国道44号と、このいわゆる神社通りの接点の当たり、いわゆるカーブ、坂の、そのところはがっちりとコンクリート擁壁でできていて、両側に家もあるし、簡単に工事ができないのは分かっていると。100%安全を図ってくれと言っているわけではないので、できる限りお願いしたいという、いわば硬直したものではありませんということを言われました。

それから、もう一つは上部、神社を左に見て上がっていったところに三叉路があるのですが、その付近が、いわば坂が波打っているような状態になっていて、これはこれで非常に危ないのだと。特に自動車で上がってくるときだと思うのですが、波打っているために、見通しが利くようで利かない。特に背の小さな子どもがそこにいるのが気が付かなかった場合もありますと。そういうようなことも見ていただきたい。それから、全部が拡張できないにしても、拡張のできる場所だけでもして、いわば歩道と言いますか、自動車が来たときに、特に子どもたちがぱっと避難できる場所があると、随分と安全度が違いますと。そういうような具体的事情をくみ取って、少しでも改良していただきたいという、非常に切実な声が出ておりました。

そのことを付け加えさせていただきまして、皆さんの賢明なる判断を仰ぎたいと、そのように思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本請願については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定しました。

- 議長（堀議員） 日程第8、認定第1号 令和3年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和3年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 令和3年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

本9件の審査については、令和4年9月14日開会の第3回定例会において、令和3年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、竹田委員長。

- 竹田委員長 令和3年度各会計決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

令和4年9月14日第3回定例会において、令和3年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和3年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか8件の審査については、去る10月20日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上です。

- 議長（堀議員） 初めに、認定第1号 令和3年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和3年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第2号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第3号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和3年度厚岸町簡易水道事業保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第4号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第5号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第6号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第7号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第8号 令和3年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 令和3年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第9号 令和3年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 令和3年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 日程第9、議案第83号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算、議案第84号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第85号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第86号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第87号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第88号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第89号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第90号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第91号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第83号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）から、議案第89号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第90号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について、お配りしてある提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第91号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時29分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第10、これより一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、3番、室崎議員の一般質問を行います。

3番、室崎議員。

- 室崎議員 先に通告いたしました一般質問通告書に従い、質問申し上げます。

質問事項は二つあります。

一つは、児童生徒の交通安全確保の施策についてであります。質問要旨としては三つ。自転車の安全対策。自転車事故と保険加入。通学路の安全確保についてであります。

2番目としましては、災害対策基本法に規定された災害時に避難が困難な在宅の高齢者、障害者等を対象とした「個別避難計画」づくりについてをお聞きいたします。

1番としては、「個別避難計画」づくりの現状はどうなっているか。

2番目として、計画策定に当たって要支援者の存在と一人一人の内容は明確に把握されているか。

3番目、計画策定には、具体的にどのような人が携わるのか。

4 番目として、個々の避難計画の情報は誰と誰が共有するのか。

そして、最後に、「個別避難計画」策定について、町民の理解と参加が必要と思いますが、そのため町はどのような施策を行っているか。

以上についてお聞きいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

3 番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の子どもの交通安全確保の施策についてのうち、（１）の「自転車の安全対策」についてであります。自転車の安全確保については、警察庁によると、年々減少しているものの、自転車対歩行者事故は横ばい、自転車相互事故は増加しており、当町でも自転車事故が発生している状況にあります。

町では、自転車の安全対策として、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの向上が必要と考えているため、朝の交通安全運動啓発活動等での交通安全指導員による啓発指導や、町広報紙等で自転車の基本的な安全ルールの周知を行っております。

また、今年度から、自転車事故による被害軽減のため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を助成する制度を創設するとともに、これに合わせて自転車安全運転講習会を行っているところであります。

今後は、これらについて、学校等への周知を引き続き図るとともに、老人クラブをはじめとする催し等に出向き、自転車の安全な乗り方や助成制度の内容について説明を行うなど、自転車事故防止対策に取り組んでまいります。

次に、（２）の「自転車事故と保険加入」についてであります。自転車事故については、重傷となるケースは多くないものの、場合によっては死亡や重篤な障がいがある場合があり、特に歩行者との事故については、自転車側に責任割合が多く、賠償額の負担が高額となることがあります。

自転車保険は、加入する保険の内容により異なりますが、万が一自転車事故を起こしてしまった場合や自分自身が事故の被害にあった場合に損害を補償する保険で、町では、自転車の安全かつ適正な利用を図る観点から、今年度、自転車保険加入費用の一部について助成する制度を創設したところで、先ほど申し上げた自転車事故対策と併せて、自転車保険の加入勧奨を今後も進めてまいります。

次に、（３）の「通学路の安全確保」についてであります。毎年、関係課による「交通安全４課会議」を開催し、特に保育所や小中学校周辺の通学路等の交通安全上の問題点について、現地を確認しながら、その改善方法について協議検討を行うとともに、この結果を踏まえ、町、教育委員会、小中学校、関係機関による「通学路安全推進会議」でさらに検討を行い、対策が必要とする箇所の具体的な改善策の検討と、関係部署や関係機関に対策を講ずるよう、それぞれ要請と確認を行っております。

今後についても、児童、生徒の安全確保のため、関係課・関係機関と密に連携し、情報の共有を図り、通学路の安全確保のための取組を進めてまいります。

小中学校における児童生徒の自転車の交通安全については、後ほど教育長から答弁

があります。

続いて、2点目の災害対策基本法に規定された災害時に避難が困難な在宅の高齢者、障害者等を対象とした個別避難計画づくりについてのうち、（１）の「個別避難計画づくりの現状」についてであります。令和3年5月に災害対策基本法が改正され、災害が発生し、または発生する恐れのある場合に、特に配慮が必要とされる要配慮者のうち、自ら避難することが困難で支援を要する「避難行動要支援者」について、一人一人の実情に応じて避難支援等実施者や避難先などを示す「個別避難計画」の策定が努力義務とされたところであります。現在、当町では、計画づくりの具体的な取組には至っておりません。

次に、（２）の「要支援者の存在と一人一人の内容は、明確に把握しているか」についてであります。当町の避難行動要支援者については、対象者を65歳以上の高齢者のみの世帯、要介護認定3から5を受けている人、身体障害者手帳の等級が1級と2級に該当する人、療育手帳の障がいの程度がAに該当する人、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級に該当する人として、11月末時点で約2,300人を名簿に登載しております。

現状では、個々人の具体的な状況やニーズなどは把握しておりませんが、個別避難計画作成に当たっては、個別に確認をしながら、本人の状況に応じた適切な支援を検討していく必要があるものと考えております。

また、この名簿については、今後、年齢等の避難能力に直接的に関係しない要件を除くことや、要件に含まれていない乳幼児や妊産婦、医療器具を装着している人などで支援を必要とする人が、自ら名簿への掲載を求めることができる仕組みを検討するなど、真に支援が必要な人が適切な支援を受けられるよう、登載範囲や登載方法を精査してまいりたいと考えております。

次に、（３）の「計画策定にはどのような人が携わるのか」についてであります。個別避難計画は、町が作成の主体となりますが、要支援者とその家族や関係者とも連携して作成する必要があります。

まずは、町の防災担当と福祉担当が連携をし、個別避難計画作成に当たっての基礎情報を収集した上で、要支援者本人や家族のほか、介護支援専門員などの福祉専門職、自治会や自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、障がい者団体などの避難支援等関係者と連携して、要支援者の避難支援を実施する上で配慮すべき事項などを把握し、本人や家族、関係者と相談しながら個別避難計画を作成することとなります。

また、この作成については、地域の自治会などに依頼している自治体が多くあるようですが、個人情報取り扱いや避難行動の支援における責任の重さから支援者の確保ができなかったり、作業負担などから、なかなか作成が進まないという課題があり、当町で作成を進めるに当たっては、他の先進事例を参考にするなど、その手法を十分に検討する必要があるものと認識しております。

次に、（４）の「個々の避難計画の情報は誰と誰が共有するのか」についてであります。平時の情報共有については、個別避難計画の作成主体である町と避難行動要支援者、避難支援等実施者のほか、避難行動要支援者及び避難支援等実施者から同意

が得られた場合は、避難行動要支援者と関係のある自治会や民生委員、福祉事業者などの避難支援等関係者に情報提供できるものであります。

また、災害が発生し、または発生する恐れがあり、避難行動要支援者の生命、身体を災害から保護する必要がある場合は、情報提供の同意がない場合でも、避難支援等関係者に情報提供できるものであります。

次に、（５）の「町民の理解と参加が必要と思うが、町はどのような施策を行っているか」についてであります。個別避難計画の策定に当たっては、避難行動要支援者本人や家族のみならず、町民の皆さんや関係者にも個別避難計画作成の目的や必要性を理解していただき、計画作成に関わっていただくことが重要であると認識しておりますが、現時点では具体的な取組には至っておりません。

まずは、防災と保健福祉の関係課が連携して計画策定の進め方等の検討を速やかに行うとともに、計画策定に際しては、町民の皆さんや関係者の理解と協力を得られるよう、個別避難計画の意義などについて、広く周知を行いながら、早期の作成に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、１点目の「子どもの交通安全確保の施策について」、町内小・中学校の状況についてお答えいたします。

初めに、（１）「自転車の安全対策」についてであります。例年４月に学校において、警察や関係機関と連携した交通安全教室を実施し、交通ルールの確認や自転車の乗り方等について指導を行っております。

また、学校安全計画に基づく交通指導として、保護者と連携しながら、定期的に登下校における街頭指導を実施しているほか、交通指導員による街頭指導やパトロールを実施し、啓発指導を行っております。

次に、（２）「自転車事故と保険加入」についてであります。近年においては、自転車が歩行者にけがを負わせる事故も起こっていることから、自転車乗車時の危険性やマナーについて指導を行っているほか、家庭に対しても啓発資料を配付するなどの対応を行っております。

また、保険加入につきましては、各家庭に加入を促し、町で実施している自転車保険加入費補助事業等の内容についても周知を図っております。今後も町と連携しながら、保険加入等の促進に努めてまいります。

次に、（３）「通学路の安全確保」についてであります。通学路とは、一般的に、自宅から学校まで登下校時に使用する道路を指しており、学校長が学校周辺の比較的安全と思われる道路を、保護者や地域と協議した上で決定しております。

学校におきましては、例年４月に児童・生徒に対し、通学路上での交差点や横断歩道、見通しが悪い箇所等の注意喚起を行っております。

このほか、職員による定期的な点検や、保護者から寄せられた情報をもとに現地確認を行い、児童・生徒に指導を行っております。

また、関係課・関係機関による通学路安全推進会議を設置し、毎年度、各学校や関係課から報告された危険個所の合同点検を実施し、対策が必要な箇所にあつては、具体的な要望や改善策を検討しております。

今後におきましても、道路管理者等と対策状況を共有するなどして、関係機関と連携し、対策が完了していない箇所については、速やかに通学路の安全が確保されるよう、取り組んでまいります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 あと何分くらいありますか。

●議長（堀議員） 43分です。

●室崎議員 まず、交通安全の話ですが、ただいまのお話の中で、教育委員会の教育長のご説明もあったのですが、この中でヘルメットの話が出てきていなかったように思われるのですが、いわゆる児童生徒の自転車走行のときのヘルメットについては、どういう指導をしていますか。

●議長（堀議員） 教委管理課長。

●教委管理課長（田崎管理課長） ヘルメットについても、ちょっと記載のほう漏れておりましたけれども、小学校については、自転車通学に際しては義務化をしておりますので、通学時には児童は全てヘルメットを付けております。また、中学生につきましては、義務化ではありませんけれども、ヘルメットの着用というのを推奨しております。これらにつきましても、各家庭等にも周知を図って、また、町の助成制度、今年度からできましたので、それらの活用についても周知を図っているところであります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それはぜひ進めていただきたいのですが、どうも、これは大人まで含めての話なのですが、年齢が重ねるにしたがってヘルメット着用率が減っているような気がするのです。特に大人の人たちに私が何人か、ごく親しい人だけですけれども、このヘルメットの話をする、一笑に付されるのですよね。笑われるのです。それくらい意識がないわけです。今の話を聞いていますと、小学生の場合は通学のときは義務化していると。でも帰ってからも自転車に乗るのですよね。通学のときは非常に危険で、放課後は危険ではないということもないですね。それから、中学生に至っては努力義務になってしまう。なぜなのでしょう。

教育委員会としては、放課後を含めて、何割くらいの児童生徒がヘルメットを使っているかという実態の調査をしたことはありますか。そういう数字を持たないと、指

導しています、指導していますと言うのだけれども、どの程度実効性があるか、疑わしいのですよね。このあたり、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 教委管理課長。

●教委管理課長（田崎管理課長） ヘルメットの着用についてであります。確かに議員おっしゃるとおりだと思います。私どものほうで通学時におきましては義務化をしていると。ただし、家に帰ってから、または土曜、日曜等々、私も見る限りではヘルメットを着用していない児童のほうが多いのではないかというようなところは思っております。この辺につきまして、学校側のほうと協議をさせていただきたい。それと、中学生についての通学時におけるヘルメットの義務化等々、こちらについても学校長の意見を聞きながら、可能な限り、そのようなこと、事故が起きても大きなけがにならないような対策を講じるということを前提にしながら進めていきたいなと今思っております。

また、着用率等々、確かに調査等もしておりますので、これらにつきましても、またさらに自転車の保険加入、こちらについても推奨しているだけでありますので、この辺の加入状況についても、しっかりと調査をしてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 あえてうるさい言い方をして申し訳ないのですが、先ほど言ったように、大人の人の教育はなかなか難しいのです。オートバイのヘルメットも法的な罰則と言いますか、切符を切られるようになった途端にみんな装着するようになったのではないかと。今、オートバイでヘルメットをかぶらないで走っている人、見かけることはほとんどないのですが、昔はほとんどヘルメットを装着していなかったですよね。それと同じように、やはり一般成人に浸透していくのは非常に難しいだろうと思います。それについて、厚岸町は助成金を出して、保険とヘルメットを推奨している、こういう町、全国ではほとんどないそうですが、そういう意味で大変先進的な取組をなさっているということなので、これはぜひ進めていただきたいと思っております。

その上で、学校からという言い方は大変申し訳ないのだけれども、子どもの安全を守るという意味でも、特に子どもたちがそういう意識を持って親に言ってくれるということは、非常に大きな効果があると思うので、その点、よろしくお願ひしたい。

それから、今、ながらスマホというのですか、歩きながらスマホを見たり、これが自転車に乗ってスマホを見ているというような例が全国で随分出てるそうです。自転車事故は、先ほど町長の答弁の中にもあったのですが、横ばいか、多少下降気味なのです、総数は。だけれども、依然多くて、大体全国では1日に200件くらい自転車事故が起きているのです。8万件と言われてますから。重大事故も非常に多いわけですし、判決例を見ますと、電動アシスト自転車に乗った女子大生が、片手に飲み物のコップを持って、片手でスマホを操作しながら自転車を運転していた。なかなか高等技術だと思いますが、これが年寄りとおぶつかって、おつけられた歩行者が死んでしま

ったと。この場合に、求刑が禁固2年です。この場合には、かろうじて4年の執行猶予が付いていますが、本人は学校を中退して反省の意を出していると。こういう事件がありました。

それから、賠償額で言いますと、小学生が歩行中の被害者女性と正面衝突をして、この人は植物状態になってしまったと。この場合の賠償額が9,500万円。それから、こんなもの幾つも挙げてもしょうがないのだけれども、男子高校生が下り坂をスピードを出して、そのまま交差点に突っ込んで、これは横断歩道をわたっていた女性が脳挫傷で死亡しています。これが9,266万円。このくらいのものが結構出ているのです。

こういう事例をやはり町民の皆さんにも知らしめてほしいのです。今、自転車で事故を起こすと、こういうような悲惨な状況になるのだよということをみんなに分かってほしいと思いますので、その点の広報もよろしくお願いしたい。これは教育委員会にもお願いしておきます。

それから、通学路の話です。教育委員会にお聞きします。

通学路に関しては、それぞれ地域やそういうところからの情報も得、また学校としても自分の区域内のところの探索を行い、それぞれに安全の措置をしているというお話でしたので、これはもう、ぜひ、より強固にやっていただきたいと、これお願いいたします。

その上でなのですが、今回、請願も出ているのですが、湖北地区、いわゆる真龍神社の坂と言われるこの坂ですが、これについては状況を把握していますか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま議員の質問にお答えいたします。

まず、自転車の広報の関係でございますが、春に、今年の4月なのですけれども、町の広報紙にパンフレットを一応配付しております。その中にも事例というのは載っておりますけれども、今後さらに広報紙等で周知を図っていきたいと思っております。

●議長（堀議員） 教委管理課長。

●教委管理課長（田崎管理課長） まず、先に自転車の関係、議員おっしゃるとおり進めてまいりたいと考えております。

また、通学路の関係であります。請願にも出ておりました宮園丘陵団地から国道44号に至る道路、こちらにつきましても、交通安全の通学路の危険箇所ということで、学校からも指導がされておりますし、教育長の答弁でもあります会議の中でも議論になっているところではあります。

つい最近、そんなに古くはないと思うのですが、そこをどうしても歩道が設置がしづらい、道路構造上の問題もございまして、白線対応ということで歩行者のスペースと車の通るスペース、ここら付近も明確にさせていただきましたが、子どもた

ちにつきましては、ここの傾斜のある道路並びに国道44号に出るところ、両サイド擁壁によって大変見づらい箇所であるということを、毎年春の段階で周知を行っているところであります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 当然、地元の自治会からの要望は、毎年各自治会の要望を聞き取るということを町は行っていますよね。そういうときに、毎年のように出ているという話も聞いていますし、当然事態の把握はしているのだろーと思います。ただ、諸般の事情で分かっているにもかかわらずなかなか手が出せないというような難しい場所であったということは聞いておりますが、地元の人たちも100%安全にならなければだめだと言っているわけではありませんし、それから町としても100%にすることはできないから0%でいいのだというような考えは持っていないと思うので、その当たりで地元の人たちの話というか意見もよく聞いて、今できる一番いい方法を模索していただきたいと、そのように思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） 私から真龍神社の道路の関係ですが、ここをどうするということについては、先ほどもう既に議会に請願が出たわけですので、結論をお話するのはどうかと思いますが、今ご指摘を受けたわけでありましたが、毎年自治会要望として丘陵地区から上がっております。請願書にも、また室崎議員の説明にもありましたとおり、大変難しい課題があるのです。ご承知のとおり、そのとおりなのです。そういう中で、今請願が上がった、議会でどういう結論が出るか分かりませんが、議会としての考え方を行政にご要請あればありがたいと思いますが、行政側としても、今請願の関係については、既に地域住民ともいろいろと相談の上、いろいろと先ほどお話ありましたとおり、歩行者の白線を引いたり、いろいろと考慮はしているのです。ですけれども、難しい状況にあると場所であるということについてはご承知をいただくとともに、さらにまた議会議員の皆様方の知恵を拝借しながら、行政側としても対応してまいりたいと、そのように考えますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 町長として今言える最高のご答弁をいただきましたので、よろしくお願いします。

次に入ります。

避難行動支援個別避難計画です。縷々お話を賜りましたが、終始避難計画をつくるのは至難の業だというお話に終始したような感じがいたしました。これは平成何年でしたか、もう何年も前に国は避難行動支援者の名簿、避難行動要支援者名簿ですか、これを作成せよ、これを法律上明記しましたよね。義務になった。それで、平成23年

頃ですか、厚岸町もこれをつくっていったと思うのです。それに関して、どのようなことが行われてきたかと思って、ホームページを見てみたのですが、ホームページの索引からは事実上引けませんでした。一つだけぽんと出てきました、単語が。それは平成27年の町政執行方針の中に、避難行動支援者の支援についてはデータベース化を継続するとともに云々というくだりがあって、それだけが単語の索引でぽんと出てきて、あとは何も出てこなかった。それで、前の年どうなっているかなと思ったら、26年も同じことが書いていました。その当たりから、要支援者の名簿作成の事業は始まっているのかなと思うのですが、今日至って、あの答弁であるということです。

そういう話は大変だということは分かりますので、特に私から申し上げることはございません。進めていただきたいのです。その避難計画は、この名簿がきちんとしていなければ進めることができませんよね。これから、ここのところが必要なのです、これが大事なのです、こうしなければならないのですという話は聞いたのですけれども、具体的にどのように進めるのか。その手順、段取り、そういうものはできているのですか。まず名簿の整備に関してお聞きします。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 名簿の整理に関しての状況でございますが、現時点では答弁書でもありますとおり、一定の条件を設定した上での抽出のみとなっている状況であります。今、ほかの自治体でも全国的にも個別計画策定に向けたモデル事業として取り組んでいるものもございますので、そういった参考事例も見ながら、抽出する要件ですとか、さらには保健福祉の担当とも十分に連携しながら、支援を必要とする対象者の抽出、そういったものをしていかなければならないと認識しているところでございますが、具体的にどのように進めるというものは、現時点ではまだ決めている状況にはありませんので、この辺は抽出の仕方も含めて、早急に見直しを図ってまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今の答弁だと、災害対策基本法に違反していることになりませんか。災害対策基本法では、作成義務が課されて、もう何年もたっているのです。それが、一応形式的には国につくっていますと報告できるところまではいっているのだと思うのですけれども、具体的にさあと言うと、何の役にも立たない。何の役にも立たないというのは言い過ぎでした、ごめんなさい。役に立たないところがぼろぼろ見えてくるということでしょう。それでは災害対策基本法にいうところの作成義務を果たしているとは言えないのではないですか。どうお考えですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

実は、災害対策基本法が改正をされました。努力義務なのです。そこで……。

（「ごめんなさい、ちょっと休憩してください」の声あり）

●議長（堀議員） 休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

●議長（堀議員） 再開します。

危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 避難行動要支援者名簿についてでございますが、現在、2,000あまりの方々を登載している状況にありまして、これにつきましては、災害対策基本法で規定されております避難行動名簿の記載事項、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等の連絡、避難支援を必要とする理由、これらの事項を名簿に記載しておりますので、議員ご指摘のとおり、役に立たないと言いますか、不必要な部分までも拾い上げてしまっているという部分もございますので、ちょっと実効性のあるものということでいくと、なかなかそういう状況ではないのかもしれませんが、災害対策基本法で規定する事項を盛り込んだ名簿ということで法には反していないということでもありますので、ご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。ちょっときつく言い過ぎたのでごめんなさい。

この支援者名簿の整備をしていかなければなりませんよね。それでないと、避難計画をつくることができないですから。その場合に、いろいろやらなければならないことがあると思うのです。一つは実態調査ですよ。この実態の調査についても、いわゆる名簿搭載者、避難行動要支援者というものはどういう人なのかということを、例えば年齢だとか、そういうような形式的なもので切ってしまうと、必要な人が入らないで、入らない人が、入らないというか、今登載、差し当たって必要がない人が入ってしまったらするので、その当たり、基準をつくるということは非常に難しいと思うのです。でも、それをやらなければなりませんよね。

それから、もう一つは、このつくった名簿を平常時にも活用しなさいということ、は、政府の審議会や、あるいは避難行動支援に関する取組指針なんていうものが、微に入り細を穿って書いていますよね。そういうところで言っていますね。ただ、個人情報問題ですから、まさにこの名簿は個人情報の塊ですよ。そうすると、今回の町長の答弁の中でも、同意を得て云々と言っているのです。ただし、もう2,000人く

らいの人、一人一人にこういうことに使うのですから同意いただけますかと、これは難しいと思います。大抵の町では、こういう場合にはこういう範囲の人に情報を共有しますということを条例で決めていますね。そういうこともまた必要だと思う。法律は非常に抽象的にしか書いていません。特に必要な場合にとか、そういう言葉で言っていますが、それが何を意味するのかというのは、やはり条例、そしてもうちょっと詳しいところは規則になるかもしれませんが、そういうもので決めていかなければなりませんね。そういう作業も必要だと思うのですが、その点はいかがなものでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 対象者、実は大変これ難しいのです。今、障がい者関係のお話で、また、第1回目の答弁で2,600人という対象者とお話をしましたが、基本法では介護が必要な高齢者、障がい者、難病者、乳幼児、答弁しましたがけれども、妊産婦、外国人などということになっているのです。ですから、各自治体で大変悩んでおるのです。実は、今、避難個別計画をつくったのは全国でまだ1割にも満たない状況になっているのです。そこで自治体の悩みとしましては、要支援者名簿を毎年見直しをしなければならない、これは当然の作業なのですが、それから名簿の開示には同意してもらわなければならない。それと行政指導だけでやるということは大変限界があります。そこで、先ほどの第1回目の答弁でお出ししましたがけれども、いろいろな人方の協力をいただかないと、この計画は作成に当たって難しい状況にあるということもご承知を賜りたいと思います。

そこで、総務省が考えましたのは、改正法が施行されてから5年以内を目途に計画をつくっていただきたいということにしてあるのです。しかしながら、私は5年と言わずに、先ほど答弁しましたがけれども、早期につくりたいと。災害はいろいろあります、種類は。特に当地域においては、地震、津波です。そういうことを考えると、早期につくりたい。それではいつまでだということ、なかなか難しいのですが、できるだけ、5年以内ということではなくて、速やかにつくっていききたい、そのように私は考えている次第であります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 個別避難計画と、それから要支援者名簿を一緒にして話してしまうと非常に難しくなりますので、まず名簿の整理、これに焦点を当てて進めていくべきだと、そのように私は考えているのです。まず、名簿登載の可能性のある人ということになりますと、避難における要配慮者と言われる人たちですね。今、町長が例を挙げた外国人なんていうのはまさにそれに入ってくるかもしれません。危険が差し迫っているのだけれども、察知することができなかったり、困難だったりする人、あるいは分かっているけれども適切行動ができなかったり、困難だったりする人、それから、そもそも危険情報を受け取ることができなかったり、困難だったり、適切行動ができなかった

り、困難だったりというような類型で、まず要配慮者というのを考えます。その中から、いざというときに自分で避難することができない人、できる人は落としていくと言いますか、できない人、それを抽出していく。そういう作業だと思うのです。結局できない人に関しては、円滑、迅速な避難の確保、そうするためには支援が必要だ。これを要支援者として、最終的に名簿登載をしていくと。

これは一遍つくったらそれでずっと5年も10年も同じというわけにはいかないですよ。人の健康状態だって変わります。登載された人が亡くなることだってありますから、みんな年に一つずつ年取っていきますから。だから、いわば常に磨いていなければならないという問題だと思うのですが、それをどのようにして行っていくかということだと思います。

そうすると、これは取組指針というようなものを内閣府が出しておりまして、そこでも相当に問題点は揉んで、よく分かってきているのではないかなと思うような図表がありました。お手元に持っていると思いますけれども、それでもって見るというと、まず、先ほど町長、ここは津波なのだよということをおっしゃったのですけれども、その土地土地によって違いますよね。その危険度、それをまず把握する。それぞれの地域の優先度というものを検討する。その次に、今度、その優先された一番早くしなければならないところに住んでいる人の中にそういう人たちがいるかどうか。これを把握していく。そういう作業をまずやらなければならないと。そのときに大事なものは、いわゆる縦割行政ではなくて、特に災害対策担当者一人でやるのではなくて、福祉関係だとか、医療関係だとか、あるいは町民課の所管になる自治会だとか、それぞれ地域を知っている人、そういう人たちが入った検討会議ないし連絡会議をつくって、そこで割り出していくということも非常に大事だと思うのです。

そういうようなステップを一つ一つ積んでいかなければならないと思う。それは早急にという言葉はよく使われるのだけれども、いつからやりますか、今でしょうというコマーシャルがあったそうですけれども、それこそ今から、そういう組織をまずつくって、そこでもって問題を出して、検討していくという作業に入っていただきたいのです。そうでないと、なかなか、あれもあるし、これもあるしということで、どこから手を付けていいか考えているうちに時間がたってしまうということになりかねませんので、このあたりを進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、室崎議員からの再々質問聞いておりまして、私が日頃考えていることについてお話されたのではなかろうかなと。私も悩んでおります。と言いますことは、行政の弊害というのは縦割なのです。厚岸町はできるだけそれを解消しようということで各課と連携を密にしながら行政を推進すると、このことが一番大事だという気持ちでいろいろと事を進めているところでありますが、私は今回の個別避難計画をきっかけにしまして、なお災害と福祉、これはつくるためではなくて、日常的にも大事なことです。私はそう思います。ですから、今言われたとおり、この計画をつくるに当たりましては、どういう方法でより立派なものをつくっていくか、地

域住民が安全・安心な環境をつくっていくかということが大事な課題であります。

そういうことを踏まえて、今後、いろいろとまた関係者とお話しながら、今の趣旨と言いましょか、室崎議員の質問に対しまして、対応できるように考えていきたいと、そして立派なものをつくっていききたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 ぜひ進めていただきたいと思います。

そういう今の町長の大きな答弁から見ると、小さな論点が少しなりますけれども、勘弁してください。

具体的な登載基準と実態把握の問題なのですが、例えば、ひとり暮らし、独居老人というのは割とどんなときでも登載の対象になっていきますよね。ところが、同居の場合にははじかれる場合がまま考えられるのです。ところが同居と言ってもいろいろあるわけですよね。若い人が一緒に暮らしているから、まず大丈夫ではないかと思っても、その人は日中働きに行っていて、お年寄りが一人で家で寝てるというような場合もあります。そういう具体的なところまで押さえていかないと分からないということです。それから、施設に入っている方は、別の法律で避難確保計画だとか非常災害対策計画だとかがあって、そういう避難の計画を持っていますが、こういう方が退所して家へ帰ってきた場合、そこのところで要支援者名簿の関係との連絡がきちんと取れていないと漏れてしまうというようなものもあります。だから、総合的な、今町長も縦割行政の弊害を言っていたけれども、それをよっぽど神経使ってやっていかねければならないと思いますので、その点をよろしく願いたい。

それともう一つは、行政だけではとてもではないが、この緻密な計画、実態把握はできないのだ、これはまさにそのとおりです。地域の、例えば防災組織だとか自治会だとか、そういうところが動いてもらわなければ困る、これも全くそのとおりです。ただ、現実には自治会の役員すら満足にこなすことができる体力のない人が多くなっているのです。そういう中で、自治会と別のまた防災組織をつくりなさい、これについても役員を選任しなさい、規則をつくりなさいと言われても、それに応える岳の体力がもうない地域もたくさんあるのです。

それから、自治会と構成員や範囲が違う防災組織というのが、私は聞いてないのです。この前、私どもの地域で、この前と言ってももう半年以上前ですが、その防災に関しての説明をしてもらうということで、お隣の自治会と一緒にあって、役員だけでしたが会って話を聞きましたが、そのとき聞いているうちに、防災組織と自治会が重なってくるのです。あれ、さっきの説明のときは防災組織と言ったけれども、今度は自治会と言うの、なんて質問が出てしまうのです。だから、防災関係が必要ないからうちの自治会のところで防災組織をつくっていないというところはないと思うのです。これ、構成員も機関も同じなら、自治会が二枚看板持てばいいだけではないかと、そういうことも含めて、こういうようなものの推進がスムーズになるように、この点も検討していただきたいと思います。

とにかく、基礎的なものを整備するということができれば、その上に乗せるのはそう難しいことではないと思いますので、その点をお願いしたい。それから、地域が一緒になって入っていく体制をつくっていただきたい。

自助・共助・公助という言葉はよく使われますが、実は公助というのは、自助や共助が活発に動けるようになるための環境をつくる、仕組みをつくる、それもまさに公助の非常に大きな役割だと思っていますので、そういう点についても進めていただきたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今言われたとおりなのです。やはり、一人一人の状況に合わせて事前につくる必要があると、これは当然のことであり、個別計画はそれが目的なのです。そういうことで、いつ、どこへ、誰と一緒に、どうやって逃げるか、そういう共通した意識を常に持っていないと、日常的に、せっかく組織しても、計画をつくっても成り立っていない。特に支援者のほうも災害がある場合は人のこと考えられないと、自分が逃げるのが精一杯だということになるのです。これは当然の心理です。そういうこともあるものですから、なかなか支援者というものが納得できない、理解いただかないというのも多いのです、ただただ。ですから、考え方としては成り立つのですが、いざ災害があったときどうだということについて、やはり、そこは地域住民に十分理解していただかなければ成り立たない。生命と財産を守る、または命、生命も命ですけれども、そういうことをもっともっと理解を深めるように、今お話ありました恒常だということですが、私も本当に、この際、せっかく災害基本法が開設されて、こういう制度になったわけですので、速やかに立派なものをつくっていききたいと。もう他の地区の話を聞きますと、本当に悩んでおります。しかしながら、いい例もあるわけですから、それぞれ参考にしながら、厚岸町独自の計画をつくっていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 通告してあります4項目について一般質問いたします。

初めに、床潭漁港整備と維持です。床潭の前浜の皆さん、自分たちの利用する漁港整備に大きな期待と関心を持っておりますので、令和5年度実施予定の整備内容を説明してください。

また、床潭漁港の末広側、マイナス2.0メートル泊地が浅くなり、マイナス2.0メートル物揚場前方なのですが、ここは特にひどく、カレイ刺網漁船が出漁時、船底が座礁し、僚船に曳航され、やっと脱出するなど難儀をしております。早期浚渫の要望がありますが、この対応はどのようにしているのかお尋ねいたします。

酪農家支援について質問いたします。

10月20日開催、第3回臨時会において、農業生産資材高騰対策対応に関する請願書を採択いたしました。その内容は、一つ目は飼料高騰対策をはじめ、農家の経営安定に資する対策を講ずること。二つ目は肥料原料等の急激な高騰対策として、厚岸町も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、影響緩和対策を講ずることと理解いたしました。厚岸町は各々どのような対応をされるのかお尋ねいたします。

3項目目です。偕楽団地尾未舗装部分の舗装促進について質問いたします。

雨が降ると道路の砂利が掘れ、水たまりができ、悪路となる団地内未舗装の森宅から堀建設細工場経由、中通りまでの道路舗装要望です。自治会要望は20年以上前から提出されていますが、住宅戸数や交通量を考慮し、優先順位を決めており、舗装するまで碎石の補充でご理解願いますとの町からの回答であります。せめて、見通しや今後の計画について説明が必要と考えます。ぜひ、実施に向け努力をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

4項目目です。新任滝川教育長の取組について質問いたします。

教育長は、かつて指導室長として就任され、積極的で行動力のある人と印象を持っており、本町の教育行政へのリーダーシップをいかんなく発揮をしていただき、大いに期待をしております。教育長は、まちづくりは人づくり、人を育てるのが教育委員会の役割である、厚岸町に誇りと愛着を持った人を育てたいとの抱負をお持ちでございます。具体的にどのように取り組まれるのか、所見を伺います。特にふるさと教育です。厚岸町の郷土に誇りを持てる教育はどのように取り組まれますか。

また、教育長は小中一貫義務教育学校、白糠学園の学校長でありました。厚岸町における小中一貫校をどのように考えておられるのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の床潭漁港の整備と維持についてのうち、（1）の「令和5年度実施予定の整備内容は」についてですが、床潭漁港は、「水産生産基盤整備事業」及び「水産物供給基盤機能保全事業」により、管理者である北海道が整備を行っております。

令和5年度は「水産生産基盤整備事業」により、西外防波堤、北外防波堤の整備と第1西防波堤の改良が、また「水産物供給基盤機能保全事業」により、北防波堤の機能保全対策、マイナス3メートル航路及びマイナス2.5メートル泊地の浚渫、マイナス2.5メートル物揚場の機能保全対策に伴う実施設計が予定されております。

次に、（2）の「床潭漁港西側のマイナス2メートル泊地の早期浚渫要望への対応」についてですが、現時点では、令和5年度当初予算による浚渫工事予定はありませんが、漁業生産活動に支障がないよう、適正な推進の確保について早期に着手していただくよう、北海道に要望してまいります。

続いて、2点目の酪農家支援についてのうち、「飼料高騰対策」についてであります。以前から国、飼料メーカー、生産者の3者が積み立てた資金を活用した「配合飼料価格安定制度」があり、補填を実施しているものの、現在の高止まりしている飼料費は、酪農経営に大きな影響を与えています。

このような状況の中、国は、飼料価格高騰緊急対策事業として、二つの対策を図ることとしております。

一つ目が「配合飼料価格高騰緊急特別対策」で、配合飼料価格安定制度による補填金のほか、令和4年度第3四半期に、1トン当たり6,750円の追加補填金を交付することとしております。

二つ目が「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策」で、経産牛1頭当たり7,200円を補填することとしておりますが、都府県の1万円の補填金と比較し、1頭当たり2,800円の差額が生じています。

先の臨時会で採択された請願書には、具体的な支援策についての記載はありませんが、釧路太田農業協働組合と協議した際、この差額に対する支援についての要望があり、これについて、協議を重ねた結果、町と釧路太田農業協働組合が2分の1ずつ支援することで内諾を得たところであります。

また、町内には浜中農業協働組合の組合員もいることから、浜中町農業協働組合と協議し、釧路太田農業協働組合と同様の支援を行うことで内諾を得ております。

町の支援内容については、経産牛1頭につき1,400円で7,000頭を見込み、支援額は980万円、これに両農協への事務委託料12万3,000円を加え、総額992万3,000円を本定例会提出の補正予算に計上しております。

次に、「肥料原料等の高騰対策」についてであります。飼料の高騰対策同様に両農業協働組合と協議を行いましたが、国費による肥料価格高騰対策事業費補助金での価格高騰分に対する7割補助及び道費による化学肥料購入支援金、1トン当たり3,125円の給付が見込めることから、一定程度の支援がなされるものと考え、現段階においては、町独自の支援は行わず、今後の動向について注視していきたいと考えております。

続いて、3点目の「偕楽団地の未舗装部分の舗装促進」についてであります。ご質問にある偕楽団地の未舗装部の舗装については、平成9年度から自治会要望があり、平成11年度から平成23年度にかけて、交通量や住宅件数を考慮して優先順位を決め、継続的に11路線の改良舗装工事を行ってきましたが、全ての路線を舗装するには至っておりません。

道路整備事業は、大型事業や毎年各地域からの多くの要望に対する事業を、限られた財源の中で行っており、全ての要望にお応えできていない状況にあります。

ご質問にある路線については、沿線の住宅件数が少ないことから、優先順位が高い路線とはなっていないため、今後の整備予定時期についてお示しできませんが、住民生活に支障が出ないよう維持管理を徹底するとともに、財源確保を含め、事業化に向けて、さらに検討してまいります。

4点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、4点目の「教育長の取組について」お答えいたします。

初めに、（１）「厚岸町の郷土に誇りを持てる教育を具体的にどのように取り組むのか」についてであります。私は、令和４年度の教育行政を進めるに当たり、町政執行方針、教育行政執行方針、教育大綱の理念の具体化を目指してまいります。その中で、教育大綱で示されている「ふるさと教育」について述べさせていただきます。

子どもたちが地域について学び、地域の特色や魅力を学ぶことは、子どもたちがふるさとへの愛着や誇りを持ち、自己認識を育み、よりよく生きていくための基盤となるだけではなく、将来に向け、夢や希望を持って行動する原動力となり得るものです。

一方で、グローバル化や科学技術の進展、そして歴史的に繰り返される感染症の流行や戦争、環境問題など、世界規模で解決されるべき問題が身近な生活に直結する社会にあって、学校教育には子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力の育成が強く求められております。

私は、ふるさと教育を通して、グローバル化する国際社会に、主体的・協働的に課題を解決する資質・能力を育んでまいります。

その具体的な学び方の一つとして、探究的な学習があります。子どもたちが、自分たちで課題を設定し、情報を集め、整理・分析を行い、まとめ・発表するといった「探究的な学びのプロセス」を大切にした学習方法です。地域を知り・学ぶことだけではなく、学んだことを発信していく、実践していく活動を通して、子どもたちが地域づくりに積極的に関わる主体者となる活動を進めてまいります。

既に当町の各学校では、この学びのプロセスを活かしたふるさと教育や、自分の将来と結び付けるキャリア教育が始まっております。教育委員会といたしましては、厚岸町の自然や歴史、文化、産業、官民が一体となった取組など、厚岸町の持つ豊かな教育資源である「人」「もの」「こと」を活かした教育を進めてまいります。

また、来年度は全国豊かな海づくり大会北海道大会が行われます。本大会を、ふるさと厚岸を見つめるよい機会と捉え、記念事業等に積極的に関わる取組を進めてまいります。

私は、ふるさと厚岸に誇りと愛着を持ち続ける人を育むことを通して、これからの社会にたくましく生きていく人を育ててまいります。

次に、（２）「当町における小中一貫校をどのように考えているか」についてであります。私は、令和２年４月から、校舎分離型小中一貫教育校である白糠小学校、令和４年４月から白糠中学校、そして８月からは校舎一体型義務教育学校である白糠学園の校長として勤務しておりました。

小中一貫教育は、様々な形態がありますが、共通しているのが、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を進めることを目的としているところです。

その一つである義務教育学校では、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、

学年の段階の区切りを柔軟に設定したり、指導内容の入れ替え等を設置者の判断で実施することができます。これは、小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不応適を起こす、いわゆる「中一ギャップ」の緩和や、教員の授業改善の意欲の高まりに大きな成果があると考えられております。

当町では、これまで小・中学校の連携や、接続を重視した学習活動や交流が行われてきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校間の交流等が制限または途切れた活動が数多くありました。

私は、小・中学校段階の教員や児童・生徒が、お互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す小中連携教育を進めてまいります。また、湖南地区、湖北地区、太田地区それぞれにある小学校1校、中学校1校の、いわゆる1小1中のメリットを活かし、継続性・連続性を図った教育課程の編成を行うとともに、各地区に設置されているコミュニティ・スクールのメリットを活かした、小中連携教育の充実を図ってまいります。

現在、学校が抱える課題は、社会の急激な変化に伴い、多様化・複雑化しております。当町の子どもたちにとって、どのような教育環境が効果的なのかを、小中連携教育、小中一貫教育を含め、今後も検討してまいります。

●議長（堀議員） 南谷議員の一般質問再質問以降は、昼食休憩後といたします。

残時間は42分40秒です。

昼食のため、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

5番、南谷議員の一般質問再質問より再開いたします。

残時間は42分40秒です。

5番、南谷議員。

●南谷議員 令和5年度の漁港整備事業の計画内容はおおむね理解をいたしました。来年度の事業実施に当たっては、漁港や地元漁港期成会と連携を密にされ、しっかり取り組んでいただきたい。また、来年度以降の事業においても、早期完成を目指し、北海道へ強く要望していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 床潭漁港の整備事業についてでございます。これにつきましては、地元、厚岸漁業協同組合並びに地元の床潭漁港整備促進期成会の皆様と緊密な連携を取らせていただきまして、浜の要望を最大限実現できるように取り進めて

いきたいなと考えております。

また、工事に当たっては、通常の漁業活動を行いながらの工事ということになります。盛漁期との兼ね合いで、通年施行ができない部分、そういった制約もございますけれども、早期の完成を目指すべく、北海道に今後も強く働きかけていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 床潭漁港内、末広側の物揚場前方の浚渫でございます。刺網漁業者の窮状を理解され、当初の年次計画をやりくりし、令和 5 年度に浚渫工事を進めていただける、当初の年次計画との調整など、地元としっかり調整をして、なるべく早く浚渫が、工事がされるよう努めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 床潭漁港、末広側のマイナス 2 メーター泊地の浚渫の関係でございます。当該箇所につきましては、当初の事業の計画にはなかった部分ではございますけれども、令和 5 年度の床潭漁港整備の全体の事業予算の枠組の中で実施可能性もあるかもしれないということで、それまでは、特に今、支障になっている部分にボンデンとかで目印を付けていただいて、応急対応をしていただきたいといったような指示というか、指導を北海道のほうからもいただいております。今後における年次計画の調整につきましては、地元としての優先順位もお伺いしながら、それを十分にくみ取って、効果的な事業展開が図られるように取り進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 酪農家支援について再質問いたします。

配合飼料高騰対策として、国は他都府県の 1 万円と比較し、北海道は 1 頭当たり 2,800 円マイナスの 7,200 円の補填、この差額 2,800 円を町と農協が 2 分の 1 助成し、町は 1,400 円掛ける 7,000 頭で 980 万円の助成となります。本定例会に補正計上されたと理解いたしました。よろしいですか。

また、この助成はいつ実施されるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ただいまのご質問についてでございますけれども、差額の 2,800 円に係る 2 分の 1 の支援割合と予定頭数の 7,000 頭における 980 万円の助成については、ご質問者おっしゃるとおりでありまして、今回の補正予算のほうにも計上させていただきます。

助成のスケジュールにつきましては、この定例会の補正予算が可決された暁には、速やかに給付申請をしていただいて、その手続を踏まえた後、各農家さんには年内支給ができるように事務手続を進めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 農協は当初、全額助成の要望があったと、ただいま答弁でありましたけれども、協議の結果、2 分の 1 助成にした、こういう結果、半分になった、この辺について、もう少し詳しく説明してください。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 1 回目の答弁のほうにもございましたけれども、農協としては、できれば多ければいいというようなお話もございましたけれども、厚岸町におきましては、太田農業協働組合の加入組合員、さらには浜中農協に加入している組合員もおられまして、そういった部分、混在している部分もございます。そういった中で、農家間格差というものが生まれないように、厚岸、浜中、両役場のほうと、あと J A 鉏路太田、さらには J A 浜中町のそれぞれで協議をさせていただきました。総体的に今回の助成においては、この支援割合を 2 分の 1 とさせていただきたいということで、足並みをそろえて取り組んでいきたいというような結論を得ましたので、今回の助成につきましては、半額の 1,400 円という形で支援をさせていただくというような結果に至ったところでございます。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 次に、肥料価格高騰対策事業を含めた酪農家支援対策についてお尋ねをさせていただきます。

酪農家は、肥料の高騰、売却費の価格の急落、生乳の減産とトリプル苦にさいなまれております。既に別寒辺牛の地区、昨年末から今年にかけて 3 件が離農しております。今年に入って、太田・尾幌地区でも 1 件ずつ、合計、昨年の 12 月から 5 件が離農しております。厚岸町にとっても離農者が増えると、税収をはじめ、農業水道使用料、この後の補正でもあるのですけれども、ここでも明らかに水道使用量の減となって影響が及んでおります。さらには、クラスター事業を推進して厚岸町はきたわけでございます。この支援をしてきたわけでございますが、大規模農家ほど、その影響が私は大きいと思います。むしろ、小さいというのでしょうか、小規模のところよりも大規模で設備投資をしたところは、大変な償還が迫ってくるわけでございます。これらのクラスター事業を最近取り進めた農業者にとっては、今後の相続が大いに危ぶまれます。町長の答弁では、国、道の動向を注視したいと答弁がありました。まずは私も国、道の動向をしっかりと見定め、連動した対策を講じていただきたい。国にもしっかりと、道にもしっかりと、酪農家の窮状を訴えていただきたい。そして、その支援につ

いて、本町としても取り組んで、町の負担分も考えていただきたい。

また、町として、町独自として町営牧場をはじめ、独自支援対策を検討していくべきだと思います。例えば、町営牧場を運営しています、厚岸町は。これらが酪農家に負担にならないように、少しでも軽減化されるようにとか、いろいろな方法があると思うのです。町としてできる仕事、事業、これらについてもしっかりと目を向けて厚岸町独自の事業に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 最初にお話ありました農家の離農状況、離農状況につきましては、私どもで押さえている範囲では、令和3年で2件、さらには今年、令和4年では3件といったところで、計5件の離農が今あると押さえております。

また、農家に対する支援対策、国、道に対する支援対策、質問者おっしゃるとおりと考えておりますが、現在の飼料高騰、価格の個体の下落問題、また生乳の減産、これが一過性であるものなのか、今後長期化していくのかと、これが長期的に影響を及ぼしていくのか、こういった部分につきましては、今後もつぶさに注視していく必要があると考えています。そのためには、国、北海道の政策動向、こういったものに常にアンテナを張って、町としてどうやって対策を講じていくかと、そういった取るべき施策、こういったものにも反映をさせていかなければならないと思っております。

また、町営牧場を含めた独自の支援策という部分でお話ございましたけれども、現在、町営牧場も一般の農家さん同様、餌の問題ですとか、資材の問題ですとか、また燃料費の高騰といった部分で、まさに三重苦という中で事業を展開しているところであるのですけれども、当面は昨年改訂されました牧場の使用料、こういったものは何とか再値上げをすることがないように、徹底した運営経費を洗い直すことであるとか、機械化、従前からしてきておりますけれども、こういった部分で作業の効率化をさらに進めていくといったことをしながら、今年も舎外のパドックですとか、給水器など老朽した施設改善しておりますが、お預かりする牛の預託環境の向上を進めながら、支援に当たっていきたいと考えています。

また、昨年夏から、ヒグマの被害が大変この地区の問題として惹起しているわけではございます。現在もこのヒグマの影響によりまして、放牧するエリアが制限されているといった中で、夏でも300頭以上の舎飼いを併用している状況という部分があります。本来、舎飼いの料金、適用するところではありますけれども、安全上の都合でやむなく舎飼いとなるような牛の預託料金につきましては、問題のヒグマが捕獲されるまでは何とか、また電気の策も盛んに延長をかけておりますけれども、そういった安全対策が整うまでの間に限って、町長の特認事項として認めていただいている夏季の放牧料金の適用といった、そういう時限措置もやって、農家さんの負担軽減ということもやって支援を行っておりますので、そういう部分を何とか組み合わせながら、今後も町としての酪農支援という形で取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 偕楽団地の舗装促進について再質問いたします。

20年前から自治会要望で偕楽全体エリアの舗装要望が提出され、あそこに18路線のあるのです、道路全体で。そのうち、11路線が舗装完了したのですけれども、まだ7路線がいまだ未舗装で、ここ数年、工事はストップしたままであります。この道路を利用する人、住んでいる人にとって、20年以上自治会要望をしているのに、優先順位がと言われまして、いまだ未整備のままでございます。この人たちの思いが痛いほど分かります。例えば、年次的に少しでもいいから進めるとか、簡易舗装にするとか、何らかの手立てが必要だと思います。先に進める手立ても検討すべきだと思います。検討と言っているのですけれども、検討したまままた20年置かれるのでしょうか。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問者おっしゃるとおり、この未舗装部分の沿道にお住まいになられている方に關しましては、大変不便な思いをされているということは、私としても承知しているところでございます。2回目のご質問にあったように、18路線のうち11路線は既に、途中で終わっている路線もあるのですが、11路線舗装をしております、残り7路線ということであります。そのうち、7路線のうち、全く住宅の張り付いていない、実は路線も1路線、2路線くらいあるわけなのですけれども、ご質問にある路線については、住宅も張り付いているといった現状は把握しております。かつては、有利な財源を元手に事業を促進してまいったわけですが、平成23年度を最後にこの偕楽団地の事業というのは、ちょっと見合わせているような状況にあります。

1回目のご答弁にもありましたが、やはり利用実態を踏まえて、町全体の中での優先順位ということで、どうしても優先順位は高くはない現在状況にございます。ただ、2回目のご質問にもあったように、少しずつであるとか、簡易舗装であるとか、そういったご提言もいただきましたので、そういった部分も含め、あと財源の確保も含めた中で検討をしてみたいと。この先、具体的にいつできるのだというところに関しましては、なかなかいつまでというのはお答えできませんが、我々としても自治会に対して、進捗状況であるとか、町の考え方であるとか、そういった部分を丁寧に説明しながら、ご理解をいただいてまいりたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 滝川教育長の取組について再質問いたします。

まちづくりは人づくり、厚岸町に誇りと愛着を持った人を育てたい、私も全く同感でございます。ぜひ、子どもたちがこういう思いを持てるように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

その上でお尋ねをさせていただきます。ふるさと教育です。本町の自然や産業のよさを、そこに関わっている人、働いている方々と十分コンセンサスを取られ、子どもたちがよく理解できるよう取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川町長） 今、議員おっしゃられたとおり、とても大切なことは、厚岸町には先ほど述べましたように、人、もの、ことが本当に充実した町であります。特に人との関わりの中で学んでいくということがとても大切になってきます。そのために、事前に教職員がコンセンサスを取って、その教育の意義をきちんと理解していただいて、そして教育に取り組んでいく。ただ、その形としては、できれば子どもたちが直接話を聞いたり、直接アポを取ったり、そういう学習もとても実は必要になってきます。人と関わる中で、子どもたちが学んでいく中で地元のよさを理解していく。そのプロセスを、先ほど言いましたように探究的な学習の中に取組ながら進めて行きたいと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次に、同じ問題で中学生には中学生が抱く仕事へのイメージと企業の現状のずれを減らす努力をぜひしていただきたい。特に子どもたちにとってよいことは、子どもたちにとって都合のよいと言うのですか、より有利なことは町としてもお金がかかることもあると思うのです。国の方針なり、道の方針として違うことを町として独自で取り組まなければならない。そういうことも、しっかり町長と相談をされ、教育長としてリーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、そういう思いで取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川町長） 最初のほうにありました中学生が抱く仕事のイメージについて埋めていただきたいというお話がありました。この厚岸町の子どもたちは、本当に愛着度、この町に対する思いがすごく高いデータが、いろいろなデータがあります。本当にこの町を愛しているのだなということが分かります。ただ、その中で、そこに仕事を求めるか、ずっと厚岸にいたいかという、そこの数値は下がってくるのです。その辺のずれなんかもあって、私が指導室のときに、その状況から企業のほうが、このままではまずいということで、ぜひ厚岸町の企業を子どもたちに知らせていきたいのだということから、学校の体育館に企業の人たちが集まって、中学生の子どもたちに、今おっしゃっているずれみたいなもの、自分たちの企業が持っている熱い思いというのを直接中学生に伝えるという場面を持ち始めました。企業交流会と言って今年も行われたのですが、私が知っている管内の中では、これを行っている学校はありません。もしかしたらあるかもしれないのですが、私は分かりません。

そのように、企業の方たちは本当にそういうのを子どもたちに伝えたい、地元の企業のよさを伝えたいのだという熱い思いを持っています。そういう環境が整っているので、今おっしゃられたような仕事のイメージだとか、中学生のキャリア教育も含めて、そこを十分に生かしていきたいなと思います。

また、お金はかかるだろうということもおっしゃってありました。やはり教育にはお金がかかります。これにつきましては、総合教育会議で町長と協議できる場面もありますし、何よりも町長はまちづくりは人づくりという熱い思いを持っておられ、私もその具現化のために厚岸町に誇りと愛着を持った人を育てたいということで進んでいきたいと思います。

今、私ができることをしっかりやっていく、リーダーシップを取ってもらいたいということです。しっかり行っていきたいですし、お金がかからないこともたくさん実はあります。先ほど言いました、人、もの、こと、今厚岸にはたくさんそういうものがある。それを逆に今度は結んでいくということが、これからのふるさと教育には特に大切になってきます。しっかり、今ある教育資源を結んでいく、そういうところもしっかり進めながら、リーダーシップを発揮していきたいと思っています。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 小中一貫義務教育学校についてお尋ねをいたします。

答弁がありました。本町は地区ごとに、小中校が各地区ごとに1校、それぞれ他地区に先駆けて統合を進めてきたと理解をしております。ですから、学校の校舎が小中一貫校の関係で、地区に小学校、中学校、校舎は別々です。ですけれども、小中一貫義務教育学校が国のほうでも進めてきてる、そういう時代背景にあります。そういう中で、本町としても小中一貫義務教育学校の趣旨、これらを尊重して、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川町長） これを進めるに当たって、学校の適正配置も含めて、先ほども答弁で述べましたように、しっかり協議してまいります。この中で大切なのが、やはり地域の実情とか、子どもたちの実態をしっかり理解した上でというのがとても大切になってきます。例えば、児童生徒の減少、それから中1ギャップを持っている子がとても多い地区、それから逆に外側になりますけれども、校舎が老朽化したり、私がいた白糠は近くの川が氾濫する危険域にあるので移転しなければならない、いろいろな要素があった中で、学校の小中一貫または義務教育学校というものが進んでまいります。そんなこともしっかり押さえながら考えていきたい、協議を続けていきたいと思いますし、逆に小中ばらばらのほうがいいのだという論議もあるのです。例えば、義務教育学校になると、小学校段階の卒業式や中学校段階の入学式はもうなくなります。そういう節目を大切にしている地区は、逆に一緒にならないで別々のほうがいい

のではないかという論議もされています。今おっしゃられている背景なんかもしっかり捉えながら、常にこの子どもを取り巻く背景は複雑化したり多様化していきます。そこをしっかりと捉えて、先ほど述べましたように小中連携教育、それから小中一貫教育も含めて、協議を続けてまいりたいと思います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 最後にしたいと思うのですけれども、校舎が別々でもということで前提で今お話をさせていただきました。太田地区でございます。皆さんご存知のように児童数が減っています。小学校も中学校も非常に、少ないから統合しろということではないのです。校舎も古くなってきています。太田地区にとっては、小中一貫義務教育学校が、国のほうと言うのですか、これらでもよさというのを強調しています、はっきり言って。そうすると、非常に児童数が少なくなっている、こういう現状にもあります。そういうことを勘案すると、太田地区における小中一貫義務教育学校を検討する余地があるのではないかと斯様に思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川町長） それぞれの、先ほど言いましたように、地区によって課題があります。例えば老朽化している地区、それから児童生徒が減少している地区、いろいろあるのですけれども、この趣旨でそれではならないのが、連続した 9 年間の学びができるということが義務教育学校の大きなメリットなのです。では、今、太田地区、湖南地区、湖北地区できないかと言ったら今できるのです。それは、先ほどおっしゃられたように、1 小 1 中だからです。その、まず 1 小 1 中のメリットを生かして、9 年間の学びをしっかりと系統を立てるということが、まずは教育の中身としては大切なのかなと思っています。ですから、先ほど言いましたように、教育の接続、それから連続した学びという、そういう形でまず進めていきたいなと思っています。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 お金だけの問題では私はないと思うのです。生徒数が、児童数が少なくなれば、いろいろ授業も少なくなります。そういった意味では、同じ校舎に、一つの学校にしていくことによって、子どもたちにとってもよい点もあるし、義務教育学校の授業もやりやすい時代になる。地区としてはどうなのか、これはまた意見あると思うのです。でも、これらについても、やはり研究、検討は私は必要ではないのかなと斯様に思うのです。どちらがいいというのは分かりません。はっきり言って私も。それだけに、やはり教育長としてそういう問題について、しっかりとメスを入れて検討していただきたい、斯様に思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川町長） 今おっしゃられたように、やはり地域の思い、そういうものもしっかり受け止めながら、それから今の教育の制度というのもしっかり利用しながら、子どもたちにとって一番いい教育環境は何なのかという側面でしっかり協議していきたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、7番、杉田議員の一般質問を行います。

7番、杉田議員。

●杉田議員 第4回定例会に当たりまして、3点質問させていただきたいと思います。

初めに、子どものいじめ・不登校対応について質問させていただきます。

全国的にいじめ事案の認知件数が増加しております。厚岸町の関係についてお伺いしたいと思います。

（1）いじめに関して、どのような対策を講じているか。

「いじめ」の定義とその共有。

児童生徒に対する調査。

未然防止のための道徳教育。

他校への転校などの措置。

（2）不登校の児童生徒にどのような対応を取っているか。

次に、シニアカー等の購入助成についてお伺いいたします。

（1）自動車免許返納に伴い、いわゆるシニアカーや電動アシスト自転車を利用する方が増えております。

アとして、安全利用のための広報などを行っているか。

高齢者によるシニアカー等の購入に助成をできないか。

3番目に、J R花咲線の存続支援についてお伺いいたします。

（1）花咲線の利用概況と沿線自治体の今後の方針についてお伺いいたします。

ア、J R厚岸駅の直近5年間の利用状況について。

イとして、花咲線に対する沿線自治体の動き。

（2）道内の市町村において、地元の駅を利用する者に対する各種助成が行われております。厚岸町においても、J R花咲線の存続支援や町内経済への還元を目的に、J R厚岸駅の利用者に対する助成拡充を行うべきと考えますがいかがでございましょうか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、杉田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問につきましては、教育長から答弁があります。

私からは、2点目のシニアカー等の購入助成についてのうち、（1）、アの「安全

利用のための広報などを行っているか」についてであります。町では、シニアカーや電動アシスト自転車に限定した安全利用に関する広報は行っておりませんが、自転車の安全利用については、利用者の交通ルールや運転マナーの向上が必要と考えているため、朝の交通安全運動啓発活動等での交通安全指導員による啓発指導や、町広報紙等で自転車の基本的な安全ルールの周知を行っております。

また、今年度から、自転車事故による被害軽減のため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を助成する制度と、自転車の安全かつ適正な利用を図る観点から、万が一自転車事故を起こしてしまった場合や自分自身が事故の被害にあった場合に損害を補償する自転車保険の加入費用の一部について助成する制度を創設したところで、これに合わせて自転車安全運転講習会を実施しているところであります。

シニアカーについては、近年、高齢者の有効な移動手段として活用されていて、介護保険制度の福祉用具貸与の対象種目でもあることから急速に普及してきている状況にあり、町内でも利用されている方がおりますが、道路交通法上では車両ではなく歩行者扱いとなり、歩道を通行しなければならない、歩行者や自転車との接触事故が全国で発生している状況にあります。

また、電動アシスト自転車に関しても、通常の自転車より重く、車体のバランスを崩し転倒するなどの事故が発生していることから、町としては、これらを安全かつ適正に利用してもらうため、今後、町広報紙等により周知を図っていく考えであります。

次に、イの「高齢者によるシニアカー等の購入に助成をできないか」についてであります。シニアカーについては、介護保険制度では福祉用具貸与の種目として、単独での歩行が困難とされる要介護2以上の認定を受けた方もしくは要支援1・2及び要介護1の方で、医師の診断または介護認定審査会で屋外での中長距離の歩行が困難と認められた方については、原則1割負担で利用することができます。

また、町では自転車交通事故の防止対策の観点から、70歳以上の高齢者で自転車運転免許証を自主返納された方に対し、返納後の移動手段の確保のため、公共交通機関等を利用できる福祉交通回数券の交付等を行うとともに、利用しやすい公共交通網の構築について検討を行っているところでありますので、現段階では、シニアカー等の購入助成については考えておりません。

続いて、3点目のJR花咲線の存続支援についてのうち、(1)、アの「JR厚岸駅の直近5年間の利用状況」についてであります。厚岸駅を発着とした利用人数は、平成29年度では、5万3,655人、平成30年度では、4万9,275人、令和元年度では、4万6,355人、令和2年度では、3万7,595人、令和3年度では、4万880人となっております。

次に、イの「花咲線に対する沿線自治体の動き」についてであります。令和元年度に沿線自治体及び関係機関を構成とする「花咲線アクションプラン実行委員会」が設置され、花咲線の維持・活性化を目的に、「花咲線事業計画」いわゆるアクションプランを策定し、現在、利用促進や経費削減に取り組んでいるところであります。

利用促進策としては、「利用しやすい公共交通網とするため、路線バスやデマンドバス等運行経路の見直しや接続性を高める取組」「生活利用としての公共交通の利用

を図るため、乗車運賃等への助成制度の導入」「観光利用として、道内外から花咲線の利用促進を図るための商品開発やキャンペーンの実施」「官公庁、域内事業所で札幌等への出張時に、花咲線を利用する取組」を実施しております。

また、経費削減の取組としては、整備の見直しやスリム化によるコスト削減を図る内容で、駅前広場の除雪を自治体の実施するなどの取組を行っているところであります。

今後も引き続き、花咲線アクションプラン検討委員会において、花咲線の維持・活性化を図るために必要な取組を執り進める予定であり、花咲線を維持する仕組みの構築に向けた実証事業の検討及び協議を進める予定となっております。

次に、(2)の「厚岸町においてもJR厚岸駅利用者に対する助成拡充を行うべきと考えるが」についてであります。助成拡充については、道内自治体において、地元住民やビジネス客、観光客に対して列車運賃の一部を助成している事例がありますので、これらを参考にしながら、JR花咲線の存続支援及び町内経済活性化のため、関係する課・機関等と連携し今後の施策について検討してまいります。

私からは以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川町長） 私からは、1点目の「子どものいじめ・不登校対応について」お答えいたします。

初めに、(1)「いじめに関して、どのような対策を講じているか」の「ア、いじめの定義とその共有」についてであります。いじめの定義は、平成25年6月28日に公布された、いじめ防止対策推進法第2条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う審理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定められております。町及び学校においてもこの法律に基づき、いじめ防止の対策に関する基本的方針を定め、内容の共有がされており、基本方針に基づいた、学校による組織的ないじめの防止及び早期発見に努めております。

次に、「イ、児童生徒に対する調査」についてであります。北海道教育委員会による調査が毎年実施されており、その内容は、いじめの把握のためのアンケート調査、いじめの問題への対応状況の調査、いじめの問題への取組状況の調査の3点が実施されております。このうち、いじめの把握のためのアンケート調査は、児童・生徒へのアンケートで、5月中旬から6月中旬の期間と10月から11月上旬の期間の計2回実施しております。このほか、各種アンケートや面談を実施し、実態の把握を行っております。いじめの問題への対応状況の調査は、いじめを疑われる事案についての状況、学校の取組等について把握するもので、年3回、6月、9月、11月に実施しております。いじめ問題への取組状況の調査は、通報や調査・相談当院より、児童生徒がいじめを受けていると思われるものの件数、いじめの事実がないと確認したものの件数、いじめの認知件数についても年3回調査しております。

次に、「ウ、未然防止のための道徳教育」についてであります。現行の学習指導要領から、道徳は「特別の教科道徳」として教科に位置づけられており、検定教科書を使って学習が進められておりますが、「道徳の時間」を要として、学校の教育活動全体を通じて行うという従来の考え方に変わりはありません。いじめ防止に関わっては、生命を大切にすると心や互いを認め合い、協力し足助合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめ、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などを育む指導が求められております。とりわけ多様な価値観の、ときには対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢が養われるべきであることから、「考える道徳」「議論する道徳」を通して、一人一人の子どもが、道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合うことができるように努めております。

次に、「エ、他校への転校などの措置」についてであります。児童生徒の通学すべき学校は、厚岸町立小学校・中学校通学区域規則で定めておりますが、正当と認める理由がある場合は、他の指定学校とすることができるとされており、申し出によって指定学校を変更する場合があります。変更の理由は教育上の配慮が必要と判断するものであることから、場合によっては、いじめについてもこの対象となり得ます。

続きまして、(2)の「不登校の児童生徒に、どのような対応を取っているか」についてであります。学校では、不登校の予兆への対応を含めた初期段階から、組織・計画的な支援の充実に努めております。具体的には、コーディネーター的な役割を果たす教員を中心として、教職員やスクールカウンセラーなどの専門スタッフとも連携・協力できるよう組織を構成しております。児童生徒の毎日の欠席の理由は、保護者との連絡により確認しており、校務支援システムで記録化し、学校全体で情報共有を図っております。目安として連続3日間欠席が続いた場合は、理由によらず、家庭訪問等により児童生徒の状況を現認しており、欠席の要因や背景をもとに今後の支援方針について確認しております。欠席がさらに続いた場合は、児童生徒や保護者へ詳しい状況を聞き取りながら、支援を始めることとしております。不登校児童生徒の状況によりますが、カウンセリングや教育相談、登校に向けた居場所づくりなどの教育環境の整備、自宅での学習やオンラインによる授業配信による学びの保障などを関係機関と連携協力しながら、登校支援を図っております。

不登校の要因は、児童生徒一人一人によって様々であることから、このように組織的に個別の事例について検討していくことが重要であると考えております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 初めに、いじめの質問から2回目させていただきたいと思いますが、冒頭、いじめの定義についてなのですが、なかなか私自身が学校に行くこともできないものですから、いじめについてどういった共有のされ方をしているのかから分からないところがあるのですけれども、質問させていただきたいのですが、2013年いじめ防止対策推進法というものが施行されてから、されるに当たって、たしかある町の中学校でいじめがあって、2012年に発覚して、そのときは中学校自体も隠匿・隠蔽する

ような事案だったかと思います。その後、2013年にこのいじめ防止対策推進法というものが施行されたのだと思うのですが、以前のいじめというものの定義について、一応確認させていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬指導室長） お答えいたします。

現行のいじめ防止対策推進法によるいじめの定義の一つ前なのですが、こちらにつきましては、平成18年度からの定義ということであります。これは、すみません、読み上げますと、いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする記載があります。こちら、インターネットによる部分がまだ記載がされていないものになります。その一つ前が、平成6年度からの定義ということなのですが、内容はちょっと変わっておりまして、いじめとは、①として、自分より弱い者に対して一方的に、②身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものとなっております。一方的に、それから継続、それから深刻な状況であるということがいじめの定義であったのですが、現在はそうではなくてという部分で変わっております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

簡単に言いますと、以前は、被害者と言っていいのか、いじめられた児童生徒の気持ちは関係なくてと言いますか、外観的に外から見た状況で判断されていたかと思います。重大な深刻な状況であると。今で言えば、重大事態に至って初めていじめであるというような認識、定義だったかと思います。今、現代の定義というものを具体例を挙げて確認させていただきたいと思うのですが、例えば、仲のいいA君とB君がいました。人参がきれいなB君に対して、A君が、B君人参食べたほうがいいよ、食べなきゃだめだよ、食べたほうがいいよと言ったとします。A君にしてみたらB君のことを思って、本当に仲のいいB君に対して、人参食べなよと言ったのです。ただ、B君にしてみたら、親からも先生からも、まして仲のいいA君からも人参食べなさいと言われました。本当に苦しくて、悲しい気持ちになってしまいました。これ、いじめに当たるでしょうか。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬指導室長） 今の情報の概要だけで即座に判断というのは難しいのですが、場合によってはいじめとなる可能性もあります。ですから、これは学校の対応として、こうした事例につきましては、背景を聞き取るということがあります。それから、相手の理解もそうですし、被害者意識の聞き取り、そこから解消というところ

ころも必要になってきますし、場合によっては家庭への連絡というのも当然必要となってきます。いずれにしても、こうした事例についても、いじめになる、該当することが考えられるという共通認識のもとで動き始めますので、これはいじめだから動くとか、いじめだから動かないというものではなくて、生徒指導上の問題、事例として、子どもをより健全に成長させていくための対応として学校は動いているという状況です。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。いじめの種と言いますか、種になり得るものとして捉えていただいているのだと思います。

資料要求させていただきまして、いじめの認知件数と、いじめ発見から対応に至るフロー図というものを作成いただきました。この件数に関しましては、私、平成27年から令和4年11月までのものを、数字にはばらつきありますけれども、思っていた以上に多いのかなと思いますけれども、今、ご説明いただいた認知の判断の仕方からすれば、逆によく発見していただいている、感知していただいていると僕は受け止めていますので、この数がどうこうというものではないのです。若干、この表とフロー図についてご説明いただければと思うのですが、簡単に結構ですので。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬指導室長） まず、認知件数の推移については、先ほど教育長の答弁にありましたいじめ調査についての結果、それから、そのほかによるいじめの認知ということで推移しております。平成29年に前年度の倍以上の数字が計上されております。これは、いわゆるいじめの積極的認知ということが言われておりまして、先ほど説明申し上げました、いじめの発展する可能性があるというものについて計上している数字になっております。

平成30年度は、これまで児童生徒に対して行ってきた調査が、いじめを受けたことがありますかという聞かれ方だったのですが、嫌な思いをしたことがありますかと変容しております。それでまた数字が増えているということになります。

令和元年度になりまして、認知件数が減っているというのは、いじめの解消までの期間について徹底が図られていることにあります。これまで、アンケート調査を行って、すぐに子どもから聞き取りを行って指導等を行っているのですが、指導して分かったというようなことをもって、いじめを解消したと判断するのではなく、最低3か月間は経過観察をし、その上でいじめがなくなったかどうかということを経営的に判断して解消に向かってということで数字が減っていくこととなりますので、ここからは最初の聞き取りの段階で明らかに両方の主張の中で喧嘩に該当する、いわゆる喧嘩に該当するものなどについて、いじめと認知するかどうかということについての検討会議が行われた上で精査されていることから、数字が少なくなっております。

しかしながら、いじめに発展する可能性があるということについては、指導を行っ

ておりますので、実際の指導と認知件数には差が生じるということと、それから、3か月を経過する前にもう一度、平成30年度は同じ子が同じ事柄について訴えを申しているというのは、一度解消となってしまいますと、もう一度計上することから数が大きくなっているということになっております。

現在は、そういった取組等を学校で組織的にいじめとして認知するかどうかということについて判断して報告がされているように変わってきております。

フロー図についてですけれども、いじめの発見というのは、主に担任が見つかることが多いとは想定されるのですが、場合によってはほかの職員が発見することもありますし、場合によっては保護者あるいは直接の児童生徒からの声ではなく、例えば何かを、日記ですとかの中に入れてくるというようなことも含めて、もしかしてという部分が見つかった段階で動き始めることになります。即座の対応で聞き取り、この段階から、担任一人が抱えることなく組織的に当たるというところで動いております。担任の指導がよいとかまずいとかということではなくて、担任から学年、それから学校全体ということで共有していることで、より適切な関わりができるであろうという考え方です。それに基づいて、当該児童、相手側の児童生徒、それから保護者等について、話を聞いたり、事実を伝えたり、経過について報告をしたりというようなことを行っています。

教育委員会には、いつの段階で入ってくるのかというところもあるのですが、場合によって、学校に出向いて話を聞いたり、必要な指導条件等を行いながら関わって、経過を見守っていく、とくには指導して解消に努めているという流れになります。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

いじめに関しましては、未然防止、早期発見、早期対応ということが大事になってくるかと思うのですが、保健福祉課の分野になるかと思うのですが、そういった道徳教育ですとか、人を思いやるという教育において、保育園とか幼稚園においてはそういった視点と言いますか、対応されているということはあるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

保育所に関してですが、保育所では日頃から保育所の目の行き届く中で保育を行っており、個々の児童の行動、言動、それから他の児童との関わりなど、日々把握しながら、その日の保育の振り返りなんかも行っております。いじめにつながるような言動、その他の問題等があったときには、原因と、それから対策を明確にして保護者にも伝えるという努力をしているところです。

保育所における保育につきましては、国の定める保育所保育指針に基づき実施をし

ております。この中で、保育の目標の一つとしては、人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てることとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うことと規定されております。これらを保育所の中では月間指導計画、それから個別の、児童ごとの個別の計画を立てて、毎月立てて見直しを行っているという状況にあります。特に普段の状況の中では、例えば手段活動、ゲーム遊びを経験する中で、なぜルールが必要なのかなどを知らせ、児童の行動の振り返りを行う、どんな遊びをしたいか子ども同士で話し合う、年齢の違う、異年齢と関わることで言葉や言動の違いに気づいたり、相手の立場に立って考えたり、お世話をする事で思いやりの気持ちを持つ、こういった要素、日頃組み込みながら保育をしているという状況でございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

今現在のいじめの定義と言いますか、指導の在り方というものは昔に比べたら随分変わったのかなと思います。昔であれば、いじめと言いますか、悪いことしたらごつんとやられて廊下に出されてということが当たり前だったと思うのですが、本来、私が思うにはなのですが、本来、学校、教職員の皆さん、先生方は学習指導に重点を置きたい、置くべきではないのかなと僕は思っています。いじめに関わるものですか、道徳教育に関わる教育というものが、本来の学校の先生方に非常に負担に、負担と言いますか、時間的にも労力的にも負担になっている、労力が増加しているように私は取っています。スクールカウンセラー、専門的にこういったことに関わっていただける職員の方もいらっしゃると思うのですが、人的な負担、事務的な時間の多忙感と言いますか、そういったことの削減に向けては何かされているのでしょうか。すみません、先ほど教育長のお話を、5番南谷議員からの質問の中で伺いして、大変熱意ある滝川教育長だと思っているのですが、熱意プラス人的な評価がいただければ、他の教科、国語、算数、理科、社会を教えていただく時間に注力していただけるのかなと私は思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川町長） ありがとうございます。

今お話されたいじめの問題は本当にとっても大切な問題ですし、特に北海道では重要な施策の一つになっております。そのための人的な、先生たちの負担になっているのではないかと、まさにそのとおりなのです。先ほど言われましたスクールカウンセラー、いわゆる専門的な知識を持っている方に見ていただくというような体制は、整備は整えています。

一方で、日本の教育のよさというのは、そこも含めて授業をするというのが、いわゆる日本型の教育なのです。諸外国ではどちらかというと専門知識をやり取りするというのがとても多いです。ただ日本の場合は、授業の中に生徒指導の機能を生かしな

がら授業をやっていくという、今そういうことが求められています。何かと言うと、一方的に知識を伝達するのではなくて、子どもたちがお互いに認め合いながら授業を進めていく、そういう中にいじめは起きないでしょうという、そういう手法なのです。本当に私も授業を何十本、何百本と見ましたけれども、よくよい教室の風土の中によい授業ができましたねという、そういう評価があるのですけれども、それではなくて、先生たちが授業をしながら子どもたちの生徒指導をしていく、お互いのよさを認めていく。子どもたちは自分たちで自分から自ら学ぶ、一緒に学んでいくとうことをやっていくのです。ですから、本当に専門的なことを注入していく授業ではなくて、お互いに学び合う、そういうことをやりながら、少しでもいじめを起ささないような、それこそ未然の指導になりますけれども、そういう授業をやっていくということが日本の場合にはできるのです。ですから、カウンセリングはこっち、授業はこっちということではなくて、学級の授業の中でそれを総合的に行っていくということを今お願いしている、そういうところであります。

●議長（堀議員） 7 番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

私には、なかなか難しいところではないのかなと思うのですが、今、フロー図にもいただいているような、こういった組織を持って対応していくのだということかと思います。ぜひ、先生方の負担は変わらず負担は大きいかと思えますけれども、ぜひ学校全体で、地域全体で取り組んでいっていただきたいと思います。

なかなかいじめの先ほど言った定義といったもの、いじめの種となりうるものの定義について、地域の皆さんがご存知なのかなと私は思うのです。なかなかさっきのお話、人参のお話ではないですけれども、その程度からいじめという認識を、いじめと言いますか、いじめの種として認識しているのだよ、学校としてはこういう取組で取り組んでいるよということを保護者の皆さん、地域の皆さんに周知と言いますか、学校としてはこういった取組で取り組んでいますよということは周知されている、周知と言いますか、広報でもないし、保護者の方にお知らせ、認識いただいているのでしょうか。最後にそれだけ。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬指導室長） お答えいたします。

いじめの定義の条文そのもので知らせることがされているかと言いますと、そうではなく、学校運営協議会、それから学校だより、学級懇談、PTA総会等々でいじめの対応については説明をして理解を図っているところであります。また、アンケート調査を行って、いじめの認知件数ゼロとなった学校については、本校においてはいじめに該当するような事案が子どもの頃から分からなかったのだけれども、ひょっとしたら隠れたところで、言い出せない等があるかもしれませんので、情報があつたらご相談いただきたいということ。それから、これはいじめだから相談してください

いということではなくて、お子様の様子が少しでもおかしいな、何か気になるなという点があったら、いつでもご連絡いただきたいということで、いじめを未然に防止するという対応しております。いじめについては、対処しながらということになるのですけれども、いじめは決して許されないものであるもので、毅然として対応してまいりますという周知は年に何度も行っているもので、ご理解いただいているものと考えております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

先生たちのご努力が理解いただけないということが大変悔しいと言いますか、悲しいものですから、そういった保護者の皆さん、地域の皆さんにこういったことで取り組んでいるということをぜひ今後とも周知いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、シニアカーの質問ですけれども、3番室崎議員からも自転車に関してご質問されていましたが、なかなかシニアカーというものが歩行者扱いである、逆に歩行者扱いであるという部分が異なってくるとは思うのですが、例えば厚岸町内において、なかなか歩道がない道路というものが多くあります。そこはどうすればいいということであるとか、保険の加入はどうなっているのだろうかという、シニアカーの利用に関して、なかなか利用されているご自身も分かってなかったりする場合があります。その辺を周知、シニアカーに特化して周知することはないと思うのですが、そういった交通ルールに関して、利用されている方あるいは周囲の方に対しての周知というものをお願いしたいなと思っております。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

シニアカー、今回は電動アシスト自転車の適正な利用の周知の方法ということでございますが、春に自転車の適正な安全な利用のための周知を行っておりまして、先ほど室崎議員も申したところではございますが、併せてシニアカー等についても周知を図っていきたいと思っているところでございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

まだ急激に増えているわけではなくて、たまに見かけるかなというくらいのあれですから、喫緊の課題というわけではないのですが、最初の町長のご答弁にもありましたけれども、なかなか重量があって、扱いとしてはご高齢の方には動かないと、自分で緊急避難的に動かすということはなかなか難しい道具ではありますので、安全利用の方法をよろしくお願いしたいと思います。

購入に関しての資金助成に関してなのですが、これは今福祉用具の一種でもあるということで、そういった面があるよということを教えていただきましたので、その辺も含めて広報いただければと思うのですが、公共交通機関としてデマンドバスとかハイヤーとか利用するという方法もあるのですが、なかなか両者、バス、ハイヤーを利用するまでもない、本当にご近所に行きたいのだ、だけれども、車の免許も返したいしなという方に私は念頭に持っています。本当に何百メートル行きたい、隣のお友達のところに行きたいのだという、ちょっと買い物に行きたいのだという方の利用を念頭に置いていますので、将来的にでも台数がいよいよ増えてきたなというときも念頭に置いて、今後施策と言いますか検討いただければと思います。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁と同じような回答になってしまいますが、町では自動車交通事故の防止対策として、70歳以上の高齢の方で自動車運転免許証を自主返納された方に対し、返納後の移動手段の確保のため、公共交通機関等を利用できる福祉交通券の交付を行っております。町としましては、なるべく公共交通機関を利用させていただきたいと思っているところでありまして、現在利用しやすい公共交通網の見直し、これは路線バス、デマンドバスの経路を、運行の見直しを現在進めているところであります。そうしたことから、現段階では購入に際しての助成については考えていないところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 分かりました。将来的にということで念頭に置いていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

次に、JR厚岸駅利用者の方への質問であります。改めてJR花咲線の存続に関して、どういった取組で、姿勢でおられるのかということを改めてお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

町といたしましては、先ほども町長の答弁もありましたとおり、今後も引き続き花咲線アクションプラン検討委員会において、花咲線の維持、活性化を図るため、今行っています取組を引き続き確実にやっていきまして、支援してまいりたいと思っていますのでございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

明確に存続を支援していただけるということで、よろしくお願いしたいと思うのですが、厚岸町においても、ＪＲ厚岸駅を利用されるお客様に対して、何らかの支援を、支援と言いますか、ＰＲをしていただければと思います。ここにお答えとして、今後検討していきたいということですので、ぜひお願いしたいのですが、やるのであれば一番に手を挙げていただきたい、この花咲線において、厚岸町として一番に手を挙げて、こういった施策を行っていただきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、厚岸町にとりましても重要な課題として私どもは花咲線の存続に取り組んでおるわけでございます。実は、杉田議員もご承知だと思うのですが、本来は花咲線というのではないのです。皆さん、びっくりしたかと思いますが、これは愛称なのです。本来は、本線は根室本線なのです。釧路から根室までを愛称として花咲線と言っているだけなのです。これは誠に私は不思議に思っているのです。ですから、存続はもちろんのこと、これを明確に路線名にしてくれというお話を今ＪＲにいたしておるところでございます。その上、存続については、これは大切な路線であります。いろいろな面で、特に通学生にとっても重要な路線でもあり、また厚岸町といったしましても乗車率を増やすために、いろいろな、先ほど第１回目の答弁でお話いたしました、それぞれの対策を講じております。しっかりと存続に向けて、これからも頑張っていきたい。絶対残します。そういう気持ちで頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） ７番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

パンフレットなのですが、厚岸駅の利用者の方に対するサービスと言いますか、付加価値と言いますか、その中でこういったパンフレットを見せていただいて、厚岸宿泊割ですか、こういったものもぜひ、私が厚岸町外の者であれば非常に興味の湧くすばらしいイベントと言いますか、ツアーリングとかツーリングとか湿原プランとか書かれておりますので、大変魅力的なパンフレットだと思っています。こういったものを連携していただきながら、ぜひよろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 当町におきましては、公共交通の計画を策定しております。議員ご存知かと思いますが。その中でＪＲの支援、駅の利活用、支援ということもうたわれておりますので、そういったことについては、今までやってきたことで言え

ば、例えば駅に丸いテーブル三つほどございますが、そういうものを置いて普段も利用しやすくするですか、今議員持っておられるパンフレット等ありますので、そういった活動、それから先ほど町民課長の答弁からございましたアクションプランに沿った形で支援のほうは実施してまいりたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほども繰り返しますが、せっかくであれば、ぜひこういった活動を、取組を積極的に、さすが厚岸さんと言われるような、速やかに行っていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。終わります。

●議長（堀議員） 以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

最初に津波対策についてです。

津波避難ビルについて、いわゆる特別措置法の下での「事業計画の策定」と「地域住民との協議」はいつ頃と考えていますか。

超巨大津波に立ち向かうために住民説明会が必要と思うが、他の町では説明会がスタートしています。厚岸町のスケジュールはどうなっていますか。

大津波に備えるために町を挙げての推進体制が必要と考えますが、事業推進プロジェクトの立ち上げ等の具体策を示してください。

老朽化が進む心和園の建て替えはどうなっていますか。高台移転も含めて早急に対応すべきと思いますがどうですか。

次に、酪農の危機に関して。

酪農業では生産資材の暴騰、副産物収入の激減、大量の乳製品の輸入などが生産現場を直撃しています。このような深刻な状況の中で離農を決める農家も出てきています。町として農家の深刻な経営実態についてどのように把握していますか。

次に、国は2014年から生乳の生産基盤を強化するために規模拡大を中心とした「畜産クラスター事業」を進めてきました。今はクラスター事業は一部中止していると聞いています。他町村では、町が先頭となって放牧酪農を推進しているところもあり、新規就農者や移住する若者も増えていると聞いています。今後は、低投入型経営や放牧を取り入れた経営など、今の酪農経営の在り方を再検討していく必要があると思いますがいかがですか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の津波対策についてのうち、（1）の「事業計画の策定と地域住民との協議はいつ頃と考えているか」についてであります。令和4年6月17日に改正法が施行された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」では、津波避難施設に対する補助率が「2分の1」から「3分の2」に引き上げられることとなりましたが、この対象となるには同法に規定される「津波避難対策緊急事業計画」を作成し、内閣総理大臣の同意を得ることとされております。

現在、町では港町地区の厚岸町生活改善センターを集会機能を有する津波避難施設として改築することを計画しており、当該施設を掲載した緊急事業計画の本年度末の同意を目指して、手続きをすすめているところであります。

また、この施設の避難対象となる港町と真栄地区の一部の住民の皆さんには、11月25日に計画概要の説明を行い、ご意見を伺ったところであります。

なお、このたび、北海道の被害想定等を踏まえて行った避難困難区域の見直しにより、港町と真栄地区の一部のほか、白浜と宮園の3丁目と4丁目の一部区域が避難困難区域となることから、津波避難施設等の対策案を検討した上で、地域住民と協議し、緊急事業計画に追加していきたいと考えております。

次に、（2）の「超巨大津波に立ち向かうために住民説明会が必要と思う。他の町では説明会がスタートしているが、厚岸町のスケジュールはどうなっているのか」についてであります。現在、釧路管内沿岸の市町では、津波避難困難区域の住民に対し、避難施設整備についての説明会を行っており、当町でも11月25日に、避難困難区域となる港町と真栄地区の一部の住民に対し避難施設整備についての説明会を行ったところであります。

なお、その他の津波避難困難地域への説明会については、津波避難施設等の検討案をもって地域住民と協議したいと考えておりますので、現時点では具体的なスケジュールをお示しできませんが、できる限り早期に行いたいと考えております。

次に、（3）の「大津波に備えるために町を挙げての推進体制が必要と考えるが、事業推進プロジェクトの立ち上げ等の具体策は」についてであります。町では、近い将来に発生する可能性の高いとされる巨大地震に伴う大津波等による大規模災害に備え、これまでも防災対策の強化に特に力を入れており、平成31年4月には防災対策のさらなる強化のため、その分野に特化した部署として、危機対策室を立ち上げたところであります。

これまでは「厚岸町地域防災計画」や「厚岸町地域強靱化計画」等の個別の計画に基づき、避難施設等の整備や避難訓練の実施やハザードマップの作成と配付など、様々な避難対策に取り組んできたところでありますが、近年の大規模化、頻発化する災害や人口構造の変化、住民ニーズの多様化など、様々な変化に応じて取り組まなければならない課題が山積しております。

今後も、さらに必要な防災対策が複雑化・多様化することが見込まれる中、ハード、ソフトの両面から総合的に防災・減災対策を推進する必要があるものと認識しております。

現時点ではプロジェクトの立ち上げ等の具体策の検討は行っておりませんが、厚岸町地域強靱化計画を見直しながら、町民の避難意識を高めるための取組や個別避難計画の作成など、より実効性の高い防災・減災対策に取り組んでまいります。

次に、（４）の「老朽化が進む心和園の建て替えはどうなっているのか、高台移転も含めて早急に対応すべきと思うが」についてであります。心和園は、昭和55年建設から40年以上経過し、現在は、多床室50床部分の暖房や給湯配管の老朽化が進んでいる状況であることや、現在地は津波浸水区域であるため、多層階の施設への建て替えや安全な高台などへの移転も想定し、整備構想の策定を目指しております。

しかしながら、心和園は88床を有する施設で、隣接するデイサービスセンターを含めると、大規模な施設整備となることから、整備箇所の選定と必要となる財源の確保について、検討を進めているところであります。

続いて、２点目の酪農の危機に関してのうち、（１）の「農家の深刻な経営実態についてどのように把握しているか」についてであります。現在の酪農経営を取り巻く環境は、ロシアのウクライナ侵攻による原油価格高騰や急激な為替変動による輸入資材の高騰といった外的要因によるものと考えており、酪農のみならず多くの国内産業が多大な影響を受けている状況であります。

また、副産物収入、いわゆる子牛の価格も昨年同期の２割以下、中には市場取引が成立せず、値が付かない個体もあるとお聞きしております。

乳製品の大量輸入についても、健全な酪農経営を阻害する要因となっており、セーフガード措置についても国が強力に推進していく必要があるものと認識しております。

酪農については、様々な規模と経営状況の酪農家がある中、今後の経営に不安を抱えながらも、最近までの好調な酪農情勢により経営を継続していた方が、今年になってから生乳の減産、個体価格の暴落、資材価格の高騰、さらには後継者問題といった諸課題が重なり、酪農経営に対する不透明感が増大したため、離農に至る決断をしたものと推察いたします。

次に、（２）の「今後、酪農経営の在り方を再検討していく必要があるのでは」についてであります。ご質問にある、クラスター事業については、国主導の施策とはいえ、最終的には個々の酪農家の判断による営農形態であり、酪農情勢の変化に合わせて、中長期的視点で取り組んでいく必要があると考えます。

自治体が先頭となった放牧酪農の推進については、以前の議会においても議論された経過がありますが、農地の地形や新規就農者募集における土地条件のデメリットなど必要に迫られた事案として推進したものと考えます。

町では、低投入型経営や放牧を取り入れた経営については、個々の酪農家が自らの判断において取り組んでいくことは尊重すべきものと考えており、また、農協からも営農スタイルの多様性について理解しているとお聞きしているため、町として再検討する打開には至っておりません。

以上でございます。

●石澤議員 それでは、最初に津波対策で津波避難ビルについてです。

マスコミの情報の中で、2か月が経過しているのですが、厚岸に14カ所避難ビルがあると放映されていたのですが、これが、今ちょっと説明資料で見ますと、コンキリエ、それから真龍神社、高野寺、東岸寺、宝龍寺、宮園丘陵集会所、そして、あと太田活性化施設、太田小中学校、それから公民館苫田分館、それから尾幌酪農ふれあい館、森林センター、ネイパル、浸水区域内の施設はコアぼんときらくだけなのです。ほかの施設、避難場所とあるのですが、建物でほかの施設というのは何もないのですか、厚岸の場合。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 厚岸町における避難場所、現在38か所ございますが、そのうち、建物があるものとしては、資料に記載の14か所、そのほかの場所につきましては、備蓄倉庫を備えて、その中にテントを入れるですとか、建物の周辺が避難場所になっていて、建物そのものが避難場所になっていないというようなところもございますので、そういったところは調査には含まれないということになっておりますので、例えば住の江、山の手地区集会所ですとか、あの辺は周辺が避難場所になってございます。ですが、集会所としては避難場所になっておりませんので、この調査には入っていないというような状況になっております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当にこの巨大地震による避難する場所、今言いましたが、極端な変な話ですけれども、町営住宅とかありますよね、宮園であれば。高い建物とか。ああいうものは避難に対応することができるという、そういう感覚はないのですか。その辺はどうなのでしょう。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 浸水区域内にある、今ありました宮園団地ですとか。高さ的には避難場所の基準となる基準水位と言われるもの、それより高いものについては、ほかの地区の公住ですとか、そういったものもございますが、国が示す指針によりまして、建物自体の津波に対する波力ですとか水圧、そういったものに耐えうる施設を災害対策基本法の指定緊急避難場所として位置づけることはできるのですが、なかなかそういった津波に対する構造的なものというのは、かなりがっちりしたものでなければ耐えうるようなものではないものですから、ただ、高さ的にはクリアしている部分もございますので、指定の緊急場所に逃げることはできなかった、逃げ遅れた方の命を救うために、そういった避難施設として、町として指定していかなければならないなということで、ちょっとそういった今出ました宮園公住ですとか、例えば

真龍中学校ですとか、そういったところも、本当の命を守るための緊急避難場所として、一時的なというか、逃げ遅れのための緊急避難場所として、町独自に指定ということもちょっと今検討を進めたいなと考えているところですが、災害対策基本法で位置づけられる指定緊急避難場所にはちょっとなり得ないというような状況でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 11月中旬の道新釧路版なのですが、釧根で、道が出したのか、釧根で最大19万9,000人が亡くなるという報道がありました。住民の意識の向上や避難施設の整備が進むことで3万人まで減らされるとされています。死亡率15%強、釧根では3万人以上、間違いなく犠牲になるとの予想なのですが、実際の使命というのは住民の命と暮らしを守ることだと思うのです。この記事に対してどのように、北海道が示した最悪の犠牲者数だと思うのですが、これ、どのように確認していますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 北海道が本年7月28日に各市町村ごとの被害想定ということで、その中で厚岸町におきましても、最悪の場合は3,600人、冬の深夜に発生した場合には3,600人が犠牲になるとの想定をしているところでございますが、これには避難の早期に、資料にも書かせていただいているのですが、早期に避難する割合が2割と低い、早期に避難するというのは、冬を想定して地震発生後、夏であれば10分なのですが、夜の場合は着替えてですとか、それに冬の場合は防寒着を着るですとかということで2分加えて12分以内に避難を開始する場合を早期の避難としておりますが、その早期避難の割合が2割ということで、非常に低い場合に3,600人ということで想定されておりますので、早期避難をいかに増やしていくかというのがやはり大事な取組であろうと考えております。

併せて、物理的に避難できる場所を確保する、両方が合わさって被害を軽減できるということになるかと思いますので、そういった取組を複合的に厚岸町としても進めていかなければならないと認識しているところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当に想定外と言われるのが一番つらいと思うのです。逃げる場所もちゃんと確保されるか、ここに逃げるのができれば、死ぬのは自己責任であってはならないと思いますので、まず、避難タワーも含めて、逃げる場所の確保というのを確実にやってほしいと思います。

それから、次に住民の意識なのですが、町民の方からこんな話があったのです。自治会の高齢者のいつもの茶飲み話で出たことだが、浜中や釧路では説明会をやって、意見の吸い上げや町の考え方を示していると、厚岸町の役場は動きがない、私らはど

うなってもよいのかというようなお話があったのです。具体的に、一人一人の命がどうなるかがかかっているのです。不安になるのは当然のことだと思うのです。この声に応えるように、住民の方々の不安を取り除く手立てとして、行政の動きが見えるように、急いで講じるべきだと思うのですが、その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 隣町での住民への説明会につきましては、1回目の答弁でもありましたが、具体的な避難困難地域の対策としての避難施設の整備についての説明会というものを両隣で行っていると聞いております。ほかの地区については、例えば避難困難地域ではないですとか、具体的な案がまだ定まっていないという部分につきましては、まだ行っていないと聞いております。

そういった部分でいきますと、厚岸町におきましても、港町において説明会をさせていただきますし、もう一つの宮園3、4丁目、白浜3、4丁目の避難困難地域として、今回抽出させていただいた部分につきましても、住民の方にお示しできるものが用意できましたら、それを示させていただいて、いろいろご意見をいただきながら対策というものを組み立てていきたいと考えております。

それと、当然町民の皆さんが早期避難するという意識を広く持つてもらうことが最も大切になろうかと思いますので、これまで行ってきました防災訓練ですとか、先般もハザードマップを作成して、町内全戸に配付させていただき、各地区ハザードマップの説明会も開催させていただいておりますので、そういった機会のあるごとに避難の大切さですとか、避難のあるべき行動ですとか、そういったものを説明させていただいております。

今後もしろいろなそういった機会を捉えながら、広報紙等も活用して、避難に対する取組というのを進めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 自治会やサークル、それから団体等が来てくださいと、危機管理室にお願いして、連帯取られて、勉強とか実施しているところというのは、結構皆さんの中に理解度もあると思うのですが、そうではないところもありますよね。そういう方たちにとっては、やはり不安が、みんなで話していくうちに、こうだったんだってよとか、こんなことがあったんだと、だんだん不安がつながって、大きくなっていく、それを引きずっているという人も結構いると思うのです。津波から身を守るためには、3.11ではないですけども、自分たちでちゃんと考えて、それぞれきちんと逃げなさいよという津波でんでんこですか、ああいう考え方がとても大事だと思うのですが、確実に正確な現状認識をしていただくためには、行政が果たさなければならないことがあると思うのです。さっきの14カ所のことではないですけども、連絡を待つのではなくて、行政のほうから地域にどうですかと、どんどん足を運んで、こういうことがあるし、忙しいのは分かるのですけれども、起きてしまってからでは遅いので、そ

ういう学習会みたいなもの、それからみんなからこの辺の心配がある、これはどうなのだというのを聞き取るような活動をもっと進めてほしいと思うのですが、町長のイニシアチブを期待しますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、担当課長が答弁していますのは、避難ビル建設に当たっての地域の説明会の話なのです。多分、地域からの声ということで話ありましたが、我々としたしましては、この避難ビルを建設するだけではありません。やはり、地域住民の命を守るために最善の努力をさせていただいております。ということで、ご承知のとおり、国の発表では、厚岸は震度7、最高の千島海溝・日本海溝地震で起こるであろうと言われております。7と言いますのは、最高の7です。1から始まって7、それ以上ないのです。それだけの地震、すなわち立ってられないくらいの地震が予想される。そして、津波は20メートル以上にもなるというようなことであります。それから、被害想定についても、先ほどお話いたしましたとおりなのです。

そういうことで、ご承知のことと思いますが、動画をつくって、こういう状況になりますよということで、地域住民にそれぞれ説明しているのです。していませんということではないのです。ただ、参加者が少ないということは事実です。特に避難訓練いたしますが、今コロナである程度の制約をしていますが、3年前までの訓練の参加者、一番厚岸町が低い。13%です。海岸線でありながら、そういう事態になっているというようなことでありますので、それは行政の責任もあろうと思いますが、これからそういう状況になるということとをさらに住民に向けて強く説明をしていかなければならない、さらにです、当然なことと思います。

そのために、今、取り急ぎ、本来は港町、真栄町はコンキリエ地区に避難することになっているのです。ところが、港町からは1.5キロもある。これではちょっと困難者は無理だろうということで、第1回目に説明いたしました、避難ビルを建設し、一時的に逃げる場所にしようということでございまして、あそこの地域には約8メートルの津波が来るであろうと言われております。ですから、それ以上の高いものを、逃げる場所を建設をしなければならないということで、今いろいろと検討をいたしておるところであります。何よりも住民の命を守る、これは行政の責任です。特に町長の責任なのです。そういうことを踏まえながら、いろいろと災害対策を講じているということをご理解いただければと思っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当にそのとおりで、必ずみんなを守ると町長に言ってもらったので、心強く思いますが、どこにベースを置くか、ふさわしい対策をつくること、それから知恵も力も出方が違うと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、心和園なのですが、先ほど町長が言ったとおりに、本当にこの老朽化で、しかも浸水区域にありますよね。地震が来ました、さあ逃げましょうというときに、先

ほども言いましたが夜だった場合、助けに行ける方も、多分自分のところが大変で、行かないとは言わないですけれども、行く方だって大変になると思うのです。ぜひ、逃げるのが、そこに入っている方からの電話をいただいたことが何回かあったのですが、俺たちがいるから、この若い職員が死ぬのはたまらんとという電話が何回かありました。心配してのことだと思えるのですけれども。ぜひ、この整備箇所の選定と必要な財源の確保とあるのですが、命に関わる問題なので、早急に対処して、いつ来るか分からない、しかも先ほども言いました、震度7と言っています。どういう地震になるかも分からない、津波がどれだけ入ってくるかも分からない、そういう場所に建っている心和園です、しかも88床、今何人入っていらっしゃるかちょっと分からないのですけれども、そういう方たちを命がけで何人かの、そこで泊まりがけの人、もし夜だったら、その人たちがそれを守らなければならなくなるのです。でも、そういうことが不可能な状況になってくるのではないかと思うのです。なるべく逃げなくてもすむ場所に心和園を移転させてほしいと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、石澤議員から質問あったこと、私は以前からそうならなければならないという考えに基づいて、いろいろと対策をさせていただいております。高台の移転します、ここで断言するわけではありますが、ところが、やはり単独の厚岸予算ではできません。その財源を求めて、今検討中であります。ですから、今早急にと言われましても、いろいろと困難な課題もありますので、もうしばらくお待ち願いたい。しばらくといっても、津波というのはいつ来るか、地震というのはいつ来るか分かりませんので、本当に私としては明日でもやりたいけれども、そういう困難な問題がたくさんあるのです。はっきり言って、予定額では40億円くらいかかるのではないかと。そうすると、厚岸の予算の半分です。到底、単独でできるものではありません。ですから、いろいろな工夫していますから。もう財政当局も注視、真剣に取り組んでおります。どうかそういう点をご理解いただければと思っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 大変だというのは重々承知しています。それでも、やはり命の問題です。どうかよろしく願いいたします。

次に、酪農の問題に移ります。

●議長（堀議員） 石澤議員、休憩取りたいかなと思うのですけれども、よろしいですか。

●石澤議員 分かりました。

- 議長（堀議員） 石澤議員の質問事項、2 番以降の再質問については、休憩後といたします。

再開を 3 時30分といたします。

午後 2 時58分休憩

午後 3 時30分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。
2 番、石澤議員の一般質問再質問より再開いたします。
残時間は、24分と57秒です。
2 番、石澤議員。

- 石澤議員 酪農の危機についてなのですが、本当に、今までもいろいろ牛乳が余って投げるとかいろいろ大変なことがあったのですが、今回は一つもよい材料がないというところなのです。あらゆる資材の価格が上がり、子牛の価格は暴落、乳代は上がらず、搾れば搾るほど赤字になる、困難が何重にもなっています。まだ配合とか高いけれども、牛乳搾れば何とかなるというものではないので、牛乳は搾るな、そして価格は高騰している、その中で経営はちゃんとやりなさい、こんな無茶な話はないのです。しかも、本来だったら牛乳余りの辺は、輸入してくるものを止めてくれれば牛乳余りというのはならないのですけれども、たっぷりと牛乳が余ることになっているので、本当に私たち酪農家にとっては前が全く見えないという状況なのです。

その中で、畜産クラスターという事業なのですが、畜産クラスター事業で規模拡大をするとコストが下がり、経営的にもよくなるよ、だから搾りなさいとして、政府からそういう話がありまして、そういう状況で搾っていったら、今度は搾りすぎだから辞めろという。本当に泣きっ面に蜂というやつです。本当につらい思いをしているのです。

その中で、今、いろいろな支援も、今回も12月議会、予算で付くと思うのですが、支援してもらいましたし、それから配合飼料の価格に対する支援もありますが、こういう補助的な支援はせいぜい今回1 年くらいだけだと思うのです。その中で、酪農の形態そのものというか、今までみたいな投資をして搾っていくという時代ではなくなっているのかなと思うのです。その中で、ぜひ低投入型ということで私は提案したのですが、低投入型というと、どのようなイメージをお持ちなのかなと思うのですが、その辺いかがですか。

- 議長（堀議員） 水産農政長。

- 水産農政長（高橋課長） ただいまご質問のあった部分については、今回の質問の（2）の部分になるのかなと思いますが、その中での低投入型の経営というお話でございす。私もちょっとまだ担当して日が浅いものですから、こういった専門用語、

なかなか不勉強であれだったのですけれども、一般的に肥料ですとか、配合、餌、そういったものを抑えて経営する酪農の手法と認識をしているところであります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 今回補助金が出る前提で、配合飼料2割、それから肥料を2割減らしなさいというのが国からも出ていました。今、草は肥料がなければ育たないとか、それから乳を搾るためには配合餌が絶対的に必要だという感覚があると思うのですが、今投入されている、いろいろな肥料とかありますけれども、それを今使っているものよりも2割、3割落としたとしても、酪農家が持っている堆肥とか、そういうものを使っていくと、何とか、この高騰していくものになんとかかんとかあがっていきけるのかなというような感じは、私はしています。地域がなくなってしまうこともとても心配なものですから、そういうような学習会なんかもやっていったらいいのではないかなと思うのです。どういうのがあるのかなと思って、いろいろ聞いたりしたのですが、十勝で酪農やっている方なのですが、ムラカミさんという方ですけれども、80年間畑もおこしていない、肥料も蒔いていない、でも酪農やっているという方もいます。今回この時期に、家族経営の中で、放牧をやりながらやっている中では、何とか、なんとかかんとか今回の大変さも乗り越えていきけるのかなという農家もあるのです。今までいろいろなものを投入しながらやってきた方も、ちょっとそこにこれから1年間は大変なので、切り替えるのには1年、2年必要なので、それをゆっくりでいいから軌道修正しながら、この地域の酪農を守るということに向かって行ってほしいと思うのですが、そういうような取組なんかも、厚岸太田だけではないと思うのですけれども、管内の釧根酪農推進会議でしたか、何かあるのですが、その中でもいろいろな知恵を出し合いながらやっていく必要があると思うのですが、その辺のことはどうでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政長。

●水産農政長（高橋課長） 今、十勝の酪農家のお話をされたわけでありますけれども、全道いろいろな酪農家の営農スタイルがあり、小規模から大規模までであると思います。もちろん今お話あった地域の酪農を守るというのは、厚岸町の産業振興を守ると、一次産業を守るということで、これはもう第一義的な使命であると思います。そのためには地域にある農家さんの組織である農協が中心になって、農家のいろいろな意見要望を吸い上げて、それをさらに管内の系統組織、またそれを北海道に集約した中で国に要望していくと、そういった枠組が北海道の酪農を守っていくというような一つの形につながっていくと私は思っております。その中で、厚岸町がどういう立場で酪農振興に貢献できるかという部分は、本当に日々、年々変わってきていると思っております。今回は本当に三重苦、四重苦という中で、酪農家の経営状況、本当に厳しいという話は農協の担当者からもお話を伺っております。11月に組合員の皆様に各戸で伺ってお話を聞いた中でも、いまだかつてない厳しさだというお話を口々にされ

ているということも伺っております。そういった中で、厚岸町として、今回国の肥料高騰対策もあります。また、さらに、ごめんなさい、肥料ですね。町としては今回1頭当たりの飼料代の格差の支援をさせていただく予定であります。一つ一つの施策は少ないかもしれませんが、その中でそういった施策を通して、どうやって厚岸町の農業を守って振興発展させていくかという方向で、常に担当者としても汗をかいでやっていくことが一番重要なのかなと考えています。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 国との相談、農協とのこともありますが、後継者の問題なんかも大きいのです、厚岸の場合。どこの地域もそうなのですが。今回、今日の農業新聞に出ていたのですが、道として経産牛1頭6,800円を助成というのも出ました。これも少し助かるかなと思うのですが、一番大きいのが高齢管理、それから担い手不足ということで、後継者の問題なんかも含めて大変な状態になっているのは間違いありません。後継者対策として、新規就農、それからIターン、Uターンもそうなのですが、帰ってきてやってくれるというときに、放牧酪農やりたいという新規就農の方が結構いらっしゃるのです。その放牧酪農のやり方なんかを、足寄なんかは町を挙げて、足寄は放牧酪農の町ということで、全面的に出して、そのことで新規の方が何戸か入っているし、町がうまく新しい方に変えていくことが可能な状態もつくられています。

後継者問題についても、どのような取組をしていくのか、今の状態でいけば、後継者ない状態で、今回もこの問題でどういう状況なのか、聞き取りをしたときに、もう俺あと2年か3年だからしゃあないんだみたいなことも言っている方もいらっしゃるのです。でも、すごくもったいないし、酪農というのは子育てをする場所としても、親の働く場所も見えるし、それからいろいろな仕事もしながらやっていける、最高にいい子育ての場所でもあるものですから、それも含めて、後継者対策としても新規就農の農業者をどのように入れていくのか。例えば、新しい方が入ってきたときに、どのような町で支援ができるのか、その辺のことについてどうでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政長。

●水産農政長（高橋課長） 最初のほうで足寄のお話があったかと思います。私も今回、営農スタイルの関係で農協の担当の課長とお話をさせていただいた中では、やはり足寄一つとっても、やはり地域ごとに地形の特色であるとか、面積であるとか、いろいろ営農スタイルに適したやり方があるやに伺っておりまして、急傾斜地で土地の条件があまりよくないところで、そういったところに放牧がなかなか難しいようなところもあったり、そういうところにどうやって新規就農者を入れる策があるのかとか、そういった手法もいろいろ検討した中での一つのやり方と伺っていて、それを厚岸に置き換えたときに、そういう手法が取れるとは思いますが、それでもやはりそれぞれの酪農をやりたいと思う方の営農の形態、私はそういう放牧酪農の自給自足というか、そういうのでやっていきたいのだという方もいれば、今ちょっと休止

されていると言われているクラスタータイプ、大規模経営を目指すという方もいらっしゃると思うのですが、それについては専門家である農協の指導担当者であるとか、普及指導所と言うのですか、普及センターと言うのですか、そういうところが協力をいただいて、その方、その方に合ったスタイルを取っていただけるのだというようなお話も聞いておるところではあるのです。なので、そういう厚岸に置き換えたときは、そういう足寄を例に挙げられましたけれども、そういう形態もあるし、別な形態もあるといった中で今の酪農が営まれているのだろうなと考えているところではあります。

また、後継者の部分、お話ありました。過去の議会の議論とかもちょっと振り返って見たときには、今もやられていると思うのですが、一般的に就農相談会であるとか、そういった農業人フェアという名前と認識していますけれども、そういった部分で農協の職員が関西、関東方面に出向いて、ブースを設けて酪農の魅力であるとか、そういったものを広くPRをして、新規就農者を募集するというような手法が取られていると認識しております。

あと、後継者問題、これは酪農ばかりではなく漁業者も同じ問題を抱えていらっしゃると思うのですが、やはり跡継ぎをさせるにはちょっとこの環境、経営環境ではちょっと厳しいのだと思われる方もいらっしゃると思いますし、あとはもう跡取りすらいないというような経営者の方もいらっしゃると思うのですが、そういった部分、決定的な打開策というのは、ちょっと今明言はできないわけではありますけれども、引き続きやらないということにはなりませんので、とにかく何かをやっていくと、いろいろな制度もあるでしょうし、使えるものは全て使って、一人でも厚岸町の酪農家として新しく入っていただけるような方を増やしていくというような取組については、引き続き取り組んでいかなければならないと考えていますので、よろしく願いいたします。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 今のぜひお願いしたいのですが、いろいろな形態がありますし、どうしても農協の中では、私らみたいな小さい農家に対しては、ああいうことはしないほうが良いよというようなことも、かつてはそういうようなことも言われたことがあります。土地を生かしてやっていく放牧酪農に関しては、もし相談することがあれば私たちはいくらでも相談に乗りますし、それから、その地域の中でどのようにしてみんなの生活を守っていくか、それから、放牧酪農というよさも、厚岸の場合は別海とか、それからほかの地域に比べて、森林とか林とかいっぱいあるのです。牛が放牧した場合に、牛がちゃんと隠れる、暑いときは隠れる場所があったりなんだから、結構意外に放牧に適している場所もあります。そのことも含めて、農協の営業のスタイルが一つにならないように、偏らないようなことも含めて、町のほうでも農協に対してこのようにやっていったらどうかみたいなことも含めて提言していただけたらいいなと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政長。

●水産農政長（高橋課長） 今、質問者のほうから放牧酪農の部分については相談に乗りますという、大変力強いお言葉もいただいたところでありますし、もちろん、森や林を活用した自然に優しい酪農の形ということも認識したところであります。ぜひ、石澤議員もそういったご示唆というか、ご指導を農協のほうの担当者のほうにも強く言っていて、我々も一体としてできるようにバックアップをしていただければ、なお一層、そういった多様な酪農の形というのが形成されていくのではないかと思いますので、こちらからも一つお願いさせていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、11番、中川議員の一般質問を行います。

11番、中川議員。

●中川議員 私は、第4回定例会に当たりまして、通告してありました1点について質問をさせていただきます。

町職員の副業を認める制度の創設についてであります。ちょっと通告が長いものですから、読み上げさせていただきます。

人口減や高齢化で人手不足に悩む地域産業に職員が副業で従事することを認める制度を北海道日高振興局が導入している。本町も農漁業関連を対象に基幹産業である昆布漁の昆布干し作業や酪農業の搾乳作業などに従事できる職員の副業制度を創設し、労働力不足による地域産業の衰退を防ぐ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

1点でございます。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） 11番、中川議員のご質問にお答えいたします。

町職員の副業を認める制度の創設について、「基幹産業である農漁業関連を対象に従事できる職員の副業制度を創設し、労働力不足による地域産業の衰退を防ぐ必要があると思うが」についてであります。地方公務員法第38条第1項では、「営利企業への従事等の制限」として、「任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営む会社等の役員や、自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務に従事してはならない」とされており、町では「厚岸町職員の営利企業への従事等の制限に関する規則」を定め、職員からの申請に応じて兼業を可能な範囲で許可しているところであります。

職員の兼業の制限については、「職務専念義務として、兼業により心身に疲労が生じるなど、勤務に悪影響を及ぼすことはあってはならないこと」「職務の公正と確保として、兼業で特定の事業者等に従事することで、職務の公正を害することがあってはならないこと」「職員の品位の維持として、職の信用を保持し、町と取引のある事

業者等での兼業により、住民からの信頼を損ねることがあってはならない」などの理由によるものであります。

このため、現行制度においても、従事する時間が少なく勤務への影響がないなど、一定の要件を満たす場合は、兼業を許可している場合がありますので、ご質問にある職員の兼業については、この制度の中で、状況に応じ判断し、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、町長から答弁いただきました。答弁の趣旨を見ながら聞いていたのですけれども、最もだなと思っています。やはり役場の職員は、町民のために日夜頑張ってもらっているのです。土、日と2日連休がありますけれども、これはやはり金曜日までの5日間の体を休めて、また月曜日から一生懸命町民のために頑張っていたくということ、今、町長からの答弁のお話がありましたけれども、そのとおりだと思っているのです。

そして、皆さんご存知のように、二足のわらじを履かせていただいて、組合運営にも携わっておりますけれども、今1回目と言いましたように、人口減というか、高齢者で漁業が全く衰退しているのです。例えば、私申し上げましたように、昆布なんかですと、ものすごくそれが出ているのです。干す人も、理事者の皆さん、話聞いてくれていると思うのですけれども、本当にもういないものですから、昆布なんか我々、経営計画はつくっていますけれども、全然足りない、水揚げも足りない。通称、我々、でめんさんと言っていますけれども、干す人、今はもう80くらい、私たちも80過ぎていますけれども、80過ぎの、私たちがまだ50代の頃に80代、90代の人、それは自分の家の家業ですよ、腰曲げながらやっていました。ところが、そういう人もいませんよね、もう。うちの女房でさえ80近くなるのですけれども、いません。そのようなものですから、どんどんどんどん減っていくのです。

そして今までは、これは私たち役員が決めているのですけれども、通称おきのりという従業員、これもいろいろありまして、今、簡単に言うと、孫の立場が一人乗れば、厚岸の場合は二人しか昆布取らせませんけれども、一人は他人を雇ってもいいのですけれども、孫くらいしか沖に行けないのです。そのようなものですから、孫も年いったり、副業なんかでなかなか昆布に行けない。

それで、私、こういう人間ですから、いろいろ考えていました。これ、どうしたら昆布の関係が少しでもよくなるかなと考えていたのです。今日、冒頭、35年の総務大臣から感謝状をいただきまして、35年たったのですけれども、今から三、四期前の頃に、もう時効ですからいいかなと思っていますけれども、当時、教育委員会の職員で昆布、沖に行く経験者が一人おりまして、課長に泣きついて、何とか一つ、勤務時間までに帰ってきますので貸してくださいと言って、やっていただきました。そうしたら、本人が行くというならいいですよと言って、課長に認めてもらったのですけれども、それが私、大変もううれしくて、これ、もしかしたら、そういうあれをもっ

て、これ、町に泣きついたら、泣きつくというのはおかしいのですけれども、お願いしたら、何とかできないかな、いろいろ考えていましたら、これ、1回目に言いましたように、日高振興局でやり出しているのです。私、通告しましたように。ああ、そうか、これを町に訴えたら、町の答え、どういう答え返ってくるかな。そして、いろいろやっているうちに、今度は渡島管内の鹿部町でも職員の副業、今私が質問しているとおり動いてくれています。それから、十勝管内では新得町もやってくれているのです。それから、皆さん、新聞に出ていましたけれども、見ていただいたかどうか分かりませんが、この9月の定例会で浜中町が、やはり議会で議論して、町長答弁で5年の4月から副業制度を認める、これ、ちょっと記事が小さかったのですけれども、目に付いた人もいたかもしれませんが、ああ、そうか。

そして、何とか、これは1回目の町長の答弁で、私は最もだと思うのです。町民のために一生懸命頑張ってくれている職員に、土、日と2日間の休みですけれども、それを今度、漁業者に助けるなんて、私もちょっとお願いしづらいのです。これは重々分かっているのです。そして、しかも、役員の一人として、町長はじめ、今下がっていきましたけれども、水産農政課、それからここにいる皆さんの本当に温かいご支援いただいて、我々組合は運営しているのです。何かあると、町行け、行政だと言って、本当にお願いしているのです。その中で、今度は昆布干しに、副業を認めて、職員認めて、一つ俺らに応援してくれと、ちょっと私、いつも腹から声出して、議員控え室で随分議員たちに、お前の声は大きくてうるさくてどうもならないと言われていきますけれども、私、本当に今回は、のどから小さい声でお願いする、質問というよりもお願いなものですから、どういうものかなと思って。やはり、行政も頼りですし、我々は。そこで、重々分かります。今、町長の答弁書を見て分かるように、いろいろ、すぐ、いや、中川に言われたからすぐやるというわけにはいかないと思うのですけれども、近い将来に向かって、少しでも応援していただければ、よく昔から言うように、おんぶに抱っこという言葉があるのですけれども、運営上も町に協力願い、また仕事で、また、今度職員を出して、貸してくださいなんて、町長、言えないですよ。十分分かります。だから、いろいろな予算な面やらもそうですけれども、こういう仕事の衰退だから、高齢者で働く人がいないから、今度町の職員を貸せなんて、ちょっと言えないのです。また、言えるはずもないですよ、教育長。聞いて分かるように。だから、あれなのですから、難しいこととは思っているのですけれども、ちょっと時間を考えていただければなということでございます。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

中川議員は、日高とか、後で浜中町とか、いろいろな例を挙げて質問させていただきましたけれども、実はこれ全国的にできるのです。全国的に。というのはなぜかと言うと、労働力不足の対応策として、令和元年に、先ほど第1回目の答弁いたしました、公務員法が改正されたのです。第38条の第1項で。できるのです。そこで、厚岸町も厚岸町職員の営利企業への従事等の制限に関する規則というものを作成して、

その条件に沿えば認めているのです。そういうことですから、どこどこがやっている、あれやっている、やっているところもあるでしょう。それがマスコミ等に取り上げられて、今、質問になったのではなかろうかと思うのですが、これは全国の自治体でできるのです。任命権者が許せばできるのです。そういうことをご理解いただきたいと思います。

ただし、1回目で制限の条件、いろいろ言いましたけれども、これに沿えばできるのですから、どうか、どういうお仕事があるのかあれですけれども、昆布干しになるのか、または何かになるのか、条件にあえば許可をすることになっていますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 町長ができるのですと言ってくれたので、ああ、そうですかと下がればいいのですけれども、ちょっと鈍いものですから、任命権者が認めると、そして内容について、今町長が言われるように、言えば認めてくれるということですか。それがちょっと鈍いものですから、もう一度お願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、詳しくは副町長から資料に基づいて説明しますから、副町長が答弁します。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 町長の先ほどの答弁にございましたように、厚岸町では、令和元年度の地方公務員法の改正に基づきまして、厚岸町職員の営利企業への従事等の制限に関する規則というものを定めてございます。この中で、条件付きではございますけれども、兼業を認めておりますので、基本的には、現在も、例えば一次産業では今はいないかと思いますが、観光産業の部分で、どうしても人材が確保できないという場合に、これは今は会計年度任用職員になりますが、そういった事業所のほうに兼業されている方もおります。

基準としては、もちろん公務に支障を来さない、先ほど言った答弁にある中のほかに、公務に支障を来さないものとして、時間で言いますと、1日3時間を超えるとき、または週8時間もしくは月30時間を超えるときは、原則としては認めていないということになっておりますので、これは国からも指針等が出ているものと同様でございますので、そういった形で厚岸町はもう既に元年度から職員の兼業については認めているということでございます。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、副町長からも答弁いただきました。一安心したところですが、これ、ちょっとお聞きしたいのですけれども、今、私が、先ほど最初の質問で言ったように、厚岸漁業協同組合の昆布がどうのこうのと私言いましたけれども、今、個々でもいいわけですか。それとも厚岸漁業協同組合で、名前でどうのこうのと言ったほうがいいのですか。例えば、中川が昆布干しが大変なので、今、副町長も答えていただきました。時間帯もありましたけれども、いいですよと言ってくれたのですけれども、それは、やはり厚岸漁業協同組合の名前ですか、それとも中川なら中川孝之がお願いしたいのだということでもいいのでしょうか。これ、ちょっとお答え願います。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 兼業につきましては、あくまでも職員の申し出によるものでございまして、組合とか、中川議員の名前とか、そういうことではございません。職員がどこどこで、どういう勤務を兼業したいというものがあって、初めて許可をするかどうかという議論になるものでございまして、組合が町に申し入れるとか、中川議員が申し入れるとか、そういうことではございません。あくまでも職員からの申し出です。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 分かりました。いろいろとありがとうございます。これから、またお世話になります。終わります。ありがとうございます。

●議長（堀議員） 以上で、中川議員の一般質問を終わります。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従って、質問いたします。

1、未就学園児についてです。

（1）未就学園児と呼ばれる保育所や幼稚園に通っていない小学校就学前の子ども0歳から5歳児のうち、育児で困難を抱える家庭を厚岸町はどのような調査または取組をしているのか伺います。

2、新学習指導要領について。

（1）がん教育・普及啓発に厚岸町はどのように取り組んでいるのか伺います。

以上です。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の未就園児について、「育児で困難を抱える家庭を町はどのような調査また

は取組をしているのか」についてであります。当町では、保育所や幼稚園の就園児を把握しており、未就園児についても個別に把握しているため、就園児・未就園児に関わらず、妊娠期から、全ての家庭に対し個々に保健師が継続的に関わることで、身近な相談先として様々なニーズに応じた支援を実施しております。

具体的には、妊娠期には妊娠届出時や妊娠中期に保健師が個別に面談やアンケートを実施することで、経済状況や健康状態などの家庭状況を把握し、産後ケアや妊産婦・子育て専門相談などの各種事業や虐待予防などの個別支援につなげております。

出産後0歳から5歳までは、新生児訪問や、あかちゃん相談、1歳6か月児及び3歳児健診等の機会に子どもの発育発達状態を含めた家庭状況を把握し、養育訪問支援事業の家事・育児援助や専門的相談支援、産後ケア事業など、心身の疾病や育児不安を抱える家庭に対する個別支援を実施しております。

また、一般的にほとんどが就園する年齢である4歳児と5歳児で未就園の児童については、保健師の家庭訪問により家庭の状況を必ず把握していますが、今年度については、4歳、5歳の未就園児はおりません。

また、その他の子育て支援として、保育料の無償化や、ファミリーサポート事業の利用料助成を行い、育児負担の軽減に努めておりますが、未就園児については、その育児負担が大きくなりがちであることから、今後もその把握と支援に努めてまいります。

2点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、2点目の「新学習指導要領について」、（1）「がん教育・普及啓発に厚岸町はどのように取り組んでいるのか」についてお答えいたします。

現行の学習指導要領は、平成29年に告示され、移行期間を経た後、小学校では令和2年度から、中学校は令和3年度から完全実施となりました。高等学校においては、今年度の入学生から年次進行で実施されております。

ご質問のがん教育に関わる指導は、保健体育において取り扱うこととなっており、小学校では、第6学年において取り扱う病気の予防の中で、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損なう原因になることについて学び、学習を通して、長期間の喫煙は、がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響について学んでおります。また、中学校では、がんの発生や経過など病気の仕組みや要因と予防、がんの早期発見と回復について取扱い、生活習慣の改善の工夫について学んでおります。

なお、普及啓発についてであります。がん教育については、学習指導要領に準じて各学校の教育課程に適切に位置づけられていることから、特に啓発活動は行っておりません。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 0歳から2歳児の部分について伺います。4歳、5歳はいないということなのですが、0歳から2歳までの子どもたちはどのようになっていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

11月1日現在というところで確認をしております。0歳児につきましては、0歳児が55名中、保育所に通われている児が12名、人口等の差ということで、43名が未就園児という状況でございます。1歳児につきましては、人口が43人に対しまして、通所されている児が29名、人口との差ということで、未就園児という状況が14名、2歳児につきましては、人口が32名おりまして、施設に通われていてる子が28名、人口との差ということで、未就園児が4名。また、4歳、5歳についてはゼロということですが、3歳児につきましては、49人子どもたちがいるのですが、施設に通われているのが47人、人口との差ということで、未就園児が2名という状況となっております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 1回目の答弁に、それ書いてくれればすごく分かりやすかったのだけれども、実際、だからいるということですよ。政府は、来年4月創設されるこども家庭庁の基本方針で、就学前の全ての子どもの育ちに保証になると強調したと。これらについて、どのように捉えていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 現在、厚岸町につきましては、先ほど答弁の中にもございましたとおり、出産前から全ケースについて保健師が関わり、出産後の相談から一・六、三健という経過、さらにその後につきましても、個別に状況を把握しているという状況。さらには、今時点で制度化されています制度が切れ目のない制度と、出産前、出産後、乳幼児期におきましても一定のサービスを行っている状況があります。こども家庭庁のほうで、さらに帆走型と言いますか、伴走型事業ということで、これらを隙間なく埋めていくような制度の組み立てということになっていくのかなと思いますが、これにつきましても、一定のサービスにつきましては、既に実施している状況もありますので、政府でこれからまた整備をしていくものもできる限り実施して、充実できていければなと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 0から2歳の子どもを保育所に入所させたくても、実際厚岸町としては入所させられないという現状がありますよね。それらを考えたときに、この就学前の全ての子どもの育ちの保証になるという部分からは外れてくるのだという認識をしても

らいたかったということなのです。妊娠してからずっと見てますよと言ったって、現実的に保育所に通えない、それは保育士がいないからという理由だった、前に僕もここで質問したときに、それらも全部含めて、きちんと答えてください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 2歳児までの就園につきましては、今お話があったとおり、4月までに申込みをいただいた分につきましては、何とか保育士を確保しまして、待機児童という状況がないように全員について就園できている状況となっておりますが、今お話いただいた部分につきましては、その後、0歳、それからいったん育児をしている中で保育所に通わせたいと、途中で入所したいという状況につきましては、例えば0歳児ですと、子ども3人に対して保育士1人配置をしなければならないという状況になっております。例えば、今年につきましては、0歳児、12人来ておりますので、保育士4名対応しております、4月時点で。さらに0歳児で途中で申込みがあった際には、保育士1人確保しなければ見れないという状況になっておりますので、この部分につきましては、保育士の確保も進めているのですが、入れないという状況があるというのが現実的な状況となっております。

これらについて、国が言う保証するということとイコールかどうかはちょっと分かりませんが、少なくとも希望する保育ができないという現実があるというのはお話のとおりだと感じております。ただ、これに加えて、家庭で見えていく中で利用できるサービス、今うちでいきますと、育児・家事おたすけホームヘルパーというような事業を立ち上げて実施しているものがあったりですとか、それから、当然保健師が都度お母さんの不安に応える、相談を受けるですとか、そういったことの対応を準じしていくという部分では、必ずしも、どこまでのという部分は別としまして、国の言う保証が、保育所に行けないことをもって、単に保証しないということとは考えていません。

以上であります。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 0歳、1歳、2歳、そして3歳までいるということで、厚岸町としては、とりあえず手厚い面倒をしていますよということなのですけれども、現実的に入所できない現実があるということ。その辺は非常に難しい部分もあると思うのです。保育士を探さなければいけない、就職する人が探してもいない。そういった現状をこれからどのように解決していくのかなということを町民に分かりやすく説明していただければ、待機児童と言われる解決策にもつながっていくので、その辺、町民に分かりやすく説明もしながら、どういった事情で待機児童が生まれているのか、あるのかということを中心に説明していただければ住民も分かるのですけれども、この辺を理解していない親が、一応文句という形で話されるときがあります。ですから、きちんとした告知を町がしていないのだろうなと思うのです。その部分については、町報な

り、何なりできちんと町民に分かりやすく説明してあげれば、事情を鑑みて、町民も分かっていたのではないかと思いますので、その辺をきちんとやっていただきたいという要望をします。どうでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 一番大きな問題は保育士の確保ということがおっしゃるとおり一番大きな問題かなと考えております。この部分につきまして、当然私たちもそういった相談があった場合には丁寧に、実情ですので、嘘なく説明を丁寧にしているということを心がけている部分もあります。今お話のとおり、広報等で、こういった場面でこういった説明になるかなというのがちょっとタイミング的というか、機会があればそういったことも努めていきたいなと考えております。

保育士の確保のほうにつきましても、各学校、専門学校、大学等にも働きかけながら、何とか確保していきたいなという部分と、現在も地元出身の学生の方が実習に來ていただいているという現状もございますので、なるべくそういった子どもたちというか、学生さんが就職できるような環境も努めていきたいなと感じております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 2 点目に移らせていただきます。

2 点目の学習指導要領についてのがん教育ということなのですが、文部科学省が先々月、21年度の調査結果について発表されたときに、がん教育の実施をしているのが、全国の小学校で7.6%、中学校では10.6%、高校では7.1%、全体を取り巻いて計算すると8.4%、1 割にも満たない、そういう現状です。

がん対策基本法が2006年に制定されました。厚岸町については、平成29年が公示され、移行期間を経た後、令和2年から始めたということです。これ、去年、一昨年です、始めたの。でも、がん対策基本の策定については2006年。随分時間がたってから始めたのだと思います。

がん教育の普及、啓発というものについては、2018年、政府が閣議決定して、3期がん対策推進基本計画、2017年から27年度について、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めると明記されております。

これについて伺うのですが、答弁の中には詳しく載っていません。保健体育において取り扱うこととなっており、小学校では第6 学年において取り扱う。病気の予防の中で禁煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損なう原因になることについて学び、学習を通してという云々であります。保健体育について、がんの特化した部分についての普及啓発はしていない。がんの特化した指導というのですか、そういう部分については、厚岸町ではまだまだ不足しているのではないかと、この答弁書からも伺えます。それらについて、例えば、今後、どんな人が講師をするのか、どんな内容であるのか、そういったマニュアルがきちんと作成、今されていないのではないかと思います。それら、それから時間帯、これらについてどのようにするのか。

一つ要望なのですが、それらもきちんとやりながら、例えば、小学校、中学校になれば、親御さんも含めて、きちんとした子どもに対しての親としての啓発、学校としての啓発、それを子どもとして、親としてどう受け止めていくのか、それによって親は正しい知識を子どもと一緒に学べる機会、そして子どもに正しく教育ができる部分、あんたも聞いたけど私も聞いたよと、だからこうしようね、あれは食べないようにしようねという親子の会話からの教育というのを家庭内で望んできた、そういう気持ちがあるので今回一般質問させてもらいました。それらについて、もう一度伺います。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） お答えいたします。

文部科学省におけるがん教育についての調査についてですが、こちらにつきまして、ご指摘のとおりがん教育に特化したことを行っているかということになりますので、こちらの回答についてはパーセンテージが低いという状況です。

厚岸町においてもがん教育に特化して時数を設けて指導ということは特段行われていないという実態がありまして、保健体育科の領域の中において扱われる病気の予防、小学校6年生においては病気の予防の中で、生活習慣の乱れによってがん等が影響するということ、それから喫煙防止教育、飲酒防止、薬物乱用について取り扱う中でがんとの関係について学習します。この中で、例えば喫煙をした肺と健康な肺の比較するような写真等があって、視覚に訴える、健康についてあまりよい影響がないということについては十分理解がされていくと考えております。

中学校においては、病気の予防に関する単元が、時数で言いますと25時間から30時間、3年間で実施することになっておりまして、これを1年生のときに30時間扱ってしまうということではなくて、繰り返し啓発指導ができるように3年間にわたり5回から6回の単元をおこしまして指導に当たっているところです。この中において、やはりがんに対する認識を深めていく、中学校においては健康診断やがん検診などの大切さ、もちろん自身の健康を維持するためというものもありますが、教育的効果のねらいとしては、もちろん家庭に戻って、自分の親に対して喫煙を控えるような子どもからの働きかけという部分は期待しており、そのような指導も合わせて、教師からの言葉になりますけれども、家で全員で考えてみようというような働きかけはしております。

外部講師を招聘してがん教育に関して特化した取組については、講師の選定等も含めて検討し、できるところから進めてまいりたいという考えがあります。ただ、ここ数年においては、この方がよいというような、この話がよいというような情報収集がちょっとできていない状況ですので、体制を整えながら、学校での実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

家庭への啓発なのですが、今行っている、特に全校で実施しているというようなことはありませんが、保健の学習というのは1年の中である期間に限定して行われる性質がありますので、学級通信等でこのような学習をしましたというお知らせ

は、担任によってはしていることがあります。その中で併せて考えていきたいと思いますというような啓発はもちろん行うことになるのですが、担任任せであるという部分は事実としてありますので、今後はそちらの家庭への働きかけについても検討してまいりたいと考えます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 政府が今回このような取組をしてきた背景にがんの若年化というのがあるということで、この若年化に対して、若い世代のうちにがんになる要素にこういうものがあるのだよということを早めに知ろう、そういうことを学んでいまいしょうという啓発をしていまいしょうと。要するに、認識を早く捉えていただきたいということですよ。

国は、今二人に一人ががんになるという、そういう実態を鑑みて、保健医療費の増大を防ごうということもねらいの一つにもあると言われています。そういった部分で、くどくどは申しませんけれども、実際の講師になる人が、例えば町立病院のお医者さん、看護師、それから保健師、それからもう一つ実際にがんになって非常に生活的に困難を味わった人、こういう体験済みの人を実際に学校に来てもらって話すということは、大変難しい部分もあるし、経費もかかります。ある学校の取組で、そういった先生、実際学校に来てもらうのは大変だと、忙しいという部分でオンラインの活用ということで、今授業を開始している学校があります。それらについても、厚岸町としてぜひ取り組んでいって、啓発をしていっていただきたいということを望んでおきます。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） オンラインを活用して遠隔地にいる方とつないで授業をするという試みは、今後ますます大きくなっていくかなと思います。講師選定等に当たって、そういった部分も視野に入れて検討してまいりたいと思います。いずれにしても、がん教育という部分のほか、喫煙、飲酒、薬物乱用等も含めて総合的に健康を維持する、自身の健康を維持する、家族と共に健やかに過ごすといった部分の啓発について、どのように進めていくのが最適化ということを検討しながら進めてまいりたいと考えます。

●議長（堀議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます

よって、本日は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時41分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年12月7日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 83 号

令和 4 年度 厚岸町一般会計補正予算

(5 回目) 提案理由説明書

ただいま上程いただきました、
議案第 83 号 令和 4 年度 厚岸町 一般会計補正予算（5 回目）から
議案第 89 号 令和 4 年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計
補正予算（2 回目）の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 83 号
議案書、1 ページであります。

令和 4 年度厚岸町一般会計補正予算（5 回目）
令和 4 年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4 億 4,902 万 1 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、109 億 9,466 万 2 千円とする。
第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 4 ページまで、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、9 款 14 項
歳出では、11 款 26 項にわたって、
それぞれ、4 億 4,902 万 1 千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
10 ページをお開き願います。
歳入であります。

12 款 1 項 1 目 1 節 地方交付税
1 億 5,539 万 3 千円の増
普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

15 款 使用料及び手数料 1 項 使用料
4 目 農林水産業使用料 1 節 農業使用料 50 万円の減
5 目 1 節 商工使用料 18 万 8 千円の増
6 目 土木使用料 3 節 住宅使用料 186 万円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、決算見込みによる増減であります。

2 項 手数料

1 目 総務手数料 1 節 総務管理手数料 2 万円の増
説明欄記載のとおり、決算見込みによる増であります。

1 6 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金

1 目 民生費国庫負担金 1 節 社会福祉費負担金 7 0 万 6 千円の増
障害者自立支援給付費負担金 給付費見込みによる増であります。

2 目 衛生費国庫負担金 1 節 保健衛生費負担金 6 3 9 万 3 千円の増
新型コロナウイルスワクチン接種に伴う負担金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「新型コロナウイルスワクチン
予防接種」において説明いたします。

2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金

1 節 総務管理費補助金 7, 1 1 6 万 1 千円の増
主に、

空き家対策総合支援事業補助金（特定空き家等） 1 2 7 万 3 千円の増は、
特定空き家等除却に対する補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「若竹第 2 埠頭付近倉庫等解体
事業」において説明いたします。

個人番号カード交付事務費補助金 3 0 0 万 8 千円の増
個人番号カード交付事務費に要する補助金の計上

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6, 6 9 8 万円の増は、
新型コロナウイルスの感染拡大防止等に係る交付金の計上であります。
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いた
します。
また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧を参
考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

その他、説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

2 目 民生費国庫補助金 1 節 社会福祉費補助金 5 5 4 万 6 千円の減
説明欄記載のとおり交付額決定による減であります。

次ページ

2 節 児童福祉費補助金

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 8 千円 新規計上
保育士研修受講に対する補助金の計上であります。

3 節 防衛施設周辺整備事業補助金

特定防衛施設周辺整備 調整交付金（老人福祉）3 4 0 万円の減
説明欄記載のとおり、交付金の減であります。

なお、今年度の特定防衛施設 周辺整備 調整交付金につきましては、
去る 1 0 月 2 8 日、当該交付金の交付額が決定されました。

この交付決定を受け、充当する各事業を精査し、交付金の最終配分調整を行うところではありますが、現時点において、事業費が確定していない事業もありますので、最終配分調整は 3 月補正予算で調整いたします。

3 目 衛生費国庫補助金

1 節 保健衛生費補助金

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1, 1 7 1 万 6 千
円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に要する補助金の増
で、充当事業については、歳出予算の「新型コロナウイルスワクチン予防接
種体制確保」において説明いたします。

4 目 農林水産業費国庫補助金

4 節 防衛施設周辺整備事業補助金

矢臼別演習場周辺農業用施設等整備事業補助金（畜産業）3 3 万 3 千
円の減

事業費の確定に伴う補助金の減であります。

6 目 土木費国庫補助金

1 節 土木管理費補助金 3 0 0 万円の減

社会資本整備総合交付金を充当する「大規模盛土造成地変動対策」につ
いて、事業費の確定に伴う交付金の減であります。

2 節 道路橋梁費補助金 1 億 2, 9 3 6 万 4 千円の減

社会資本整備総合交付金を充当する「床潭末広間道路整備」、「桜通り
地すべり対策分」について、事業費の確定等に伴う交付金の減であり
ます。

7 節 防衛施設周辺整備事業補助金 2 0 0 万円の減

太田門静間道路整備事業費の確定に伴う補助金の減であります。

7 目 消防費国庫補助金

7 節 防衛施設周辺整備事業補助金 830 万円の増

「消防自動車整備事業」事業費の確定に伴う交付金配分調整による増であります。

8 目 教育費国庫補助金

2 節 小学校費補助金 21 万円新規計上

3 節 中学校費補助金 21 万円新規計上

それぞれ、学校保健特別対策事業費補助金は、各小中学校における感染症対策に要する補助金の計上で、
充当事業については、歳出予算の「小学校感染症対策」及び「中学校感染症対策」において説明いたします。

3 項 委託金 1 目 総務費委託金

1 節 総務管理費委託金 1 千円の減

説明欄記載のとおり、決算見込みによる減であります。

17 款 道支出金 1 項 道負担金

1 目 民生費道負担金 1 節 社会福祉費負担金

障害者自立支援給付費負担金 35 万 3 千円の増
給付費見込みによる増であります。

2 項 道補助金 1 目 総務費道補助金

2 節 総務管理費交付金

地域少子化対策重点推進交付金 180 万円の減

説明欄記載のとおり、交付見込額決定による減であります。

2 目 民生費道補助金

1 節 社会福祉費補助金 119 万 1 千円の減

主に、重度心身障害者医療費補助金 22 万 1 千円の増は、
給付見込みによる補助金の増のほか、

その他説明欄記載のとおり交付額決定による増減であります。

2 節 児童福祉費補助金 30 万 9 千円の増

ひとり親家庭等医療費補助金 25 万 1 千円の増は、

給付見込みによる補助金の増、

ひとり親世帯臨時特別給付金事務費補助金 5 万 8 千円 新規計上は、
北海道が実施するひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金の申請受付事務に係る補助金の計上であります。

4 目 農林水産業費道補助金

1 節 農業費補助金 185万5千円の増

主に、農業次世代人材投資事業補助金 225万円及び、新規就農者育成総合対策事業補助金 375万円 新規計上は、交付決定による計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「農業次世代人材投資事業給付金給付」、「新規就農者育成総合対策給付金給付」において説明いたします。その他説明欄記載のとおり交付額決定による減であります。

次ページ

2 節 農業費交付金 106万4千円の減

中山間地域等直接支払交付金 106万4千円の減は、交付対象農用地面積確定による交付金の減であります。充当事業の内容につきましては、歳出予算の「中山間地域等直接支払事業」において説明いたします。

5 節 水産業費補助金 2,790万円の増

地域づくり総合交付金の交付見込額の計上で、充当事業の内容につきましては、それぞれ、歳出予算の「陸上電力供給設備事業」、「貝類洗浄機導入事業」、「冷蔵設備等導入事業」「かき湾内施設整備事業」、「水産物鮮度維持設備・情報管理システム導入事業」と「水産増養殖調査研究」において説明いたします。

5 目 商工費道補助金 1 節 商工費補助金 690万円の減

説明欄記載のとおり交付額決定による減であります。

7 目 消防費道補助金 1 節 消防費補助金 50万円の減

説明欄記載のとおり交付額決定による減であります。

8 目 教育費道補助金 1 節 社会教育費補助金 120万円の増

「アッケシソウ試験栽培」へ充当する地域づくり総合交付金の交付決定額の新規計上であります。

3 項 委託金

1 目 総務費委託金

4 節 選挙費委託金 5万6千円の減

5 節 統計調査費委託金 5万5千円の減

説明欄記載のとおり、交付額確定による減であります。

18 款 財産収入

2 項 財産売却収入

1 目 不動産売却収入

1 節 土地売却収入 17 万 9 千円の増

北海道横断自動車道根室線 尾幌糸魚沢道路建設工事に係る町有地 3 件の売却で、その内訳は、

太田南 100 番 普通財産町有地 1, 583.64 平方メートル、太田南 100 地先 普通財産町有地 1, 800.80 平方メートル及び光栄 39 1 地先 普通財産町有地 259.37 平方メートルで、金額 17 万 9 千円の土地売却代の計上であります。

2 目 1 節 生産物売却収入

27 万 9 千円の減

申込数量見込みによる減であります。

19 款 1 項 寄附金

1 目 1 節 一般寄附金 2 億 33 万円の増

一般寄附金 3 万円新規計上は、

神奈川県横浜市 宗石 信幸（むねいし のぶゆき）様から 「厚岸町の振興発展のため」としての寄附金の計上

ふるさと納税分 2 億円の増は、これまでのふるさと納税制度による寄附金を勘案しての補正計上で、寄附金総額 7 億円を見込む予算計上

企業版ふるさと納税 30 万円新規計上は、釧路市にある「総合設備株式会社」様からの寄附金の計上であります。

この企業版ふるさと納税は、認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税の税額控除が行える仕組みであります。

3 目 民生費寄附金

2 節 児童福祉費寄附金 20 万 3 千円 新規計上

栃木県下野市 宗石 亨（むねいし とおる）様から 「しんりゅう保育所のため」として、10 万円の寄附金と明治安田生命保険相互会社様から「子育て施策のため」として、10 万 3 千円の寄附金の計上であります。

2 1 款 1 項 1 目 繰越金 1 節 前年度繰越金
1 億 7, 9 1 7 万 1 千円の増
令和 3 年度決算における繰越金、全額の計上であります。

2 2 款 諸収入 6 項 雑入
2 目 過年度収入 3, 3 9 9 万 6 千円の増
主に、**過年度退職手当組合追加負担金精算還付金 3, 2 7 3 万 5 千円**
新規計上は、令和元年度から令和3年度の事前納付金の合計額が、追加負担金合計額を上回ったための還付金の計上

過年度水道事業会計負担金等返還金 6 9 万 2 千円 新規計上は、
一般会計から水道事業会計への前年度負担金、補助金の再算定による返還金の計上で、その他、それぞれ説明欄記載のとおり、収入見込みによる新規計上であります。

3 目 3 節 雑入 3 6 6 万 9 千円の増 次ページにわたり
主に、
厚岸情報ネットワーク損害賠償金 6 0 万 8 千円 新規計上は、
工事などにより、情報ネットワークの機器を破損した際に復旧するための
実費負担見込み額の計上
デジタル基盤改革支援補助金 7 5 万 4 千円
住民の利便性向上に伴う不在者投票用紙請求のオンラインシステム化の追加
に要する補助金の計上
支障物件移転補償費 1 1 万円新規計上は、
北海道が事業主体である片無去地区営農用水施設工事の施工に伴う牧柵を移
設するための補償金の計上、
カキ種苗センター使用実費収入 2 6 4 万 6 千円の増で、
厚岸漁業協同組合に供給する原盤採苗の幼生及び餌料藻類実費分の増
その他、それぞれ説明欄記載の事業について、収入見込みによる増減であり
ます。

2 3 款 1 項 町債
1 目 総務債 1 節 総務管理債 1 0 0 万円の増
4 目 農林水産業債 1 節 農業債 7 9 0 万円の減
6 目 土木債 2 節 道路橋梁債 7, 4 0 0 万円の減
6 節 住宅債 1, 5 5 0 万円の減
7 目 1 節 消防債 2 0 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費執行見込み等による充当債の増減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

18 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目 議会費 98 万 3 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

314 万 8 千円の増、22 ページにわたり、

主に、文書・法制 通信運搬費 23 万 6 千円の増は、郵便料の増

庁舎・町民広場、修繕料 15 万 4 千円の増は、役場庁舎正面階段横壁面のひび割れ修繕料の計上、事務用備品 252 万 2 千円の増は、

経年劣化している議場用議員席の椅子について、固定式から自由に稼働可能な椅子 22 脚の購入費の計上で、

その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 簡易郵便局費 5 千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

3 目 職員厚生費 29 万 4 千円の増

人事給与管理 14 万 7 千円の増は、職員へ貸与するき章 50 個の購入と厚岸町独自の職員採用試験実施に係る釧路町村会への負担金の計上

職員福利厚生・健康管理 9 万円の増は、主に、職員用コロナ検査キットの購入費の計上で、

その他は、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 情報化推進費 263 万 7 千円の増 次ページにわたり

主に、総合行政情報システム運営 29 万 7 千円の増は、

保健福祉総合センターネットワーク配線修繕料の計上であります。

厚岸情報ネットワーク 121 万 1 千円の増は、

主に、地上デジタル放送を視聴している世帯から、映像が途切れるとの問い合わせが全町地域で発生しており、受信障害の原因を調査するための委託料の計上と事務用備品購入 8 万 9 千円の増は、経年劣化により故障した情報ネットワークテレビ再配信映像確認用モニターの購入費の計上、

厚岸情報ネットワーク整備事業 37万8千円の増は、
それぞれ、電柱移転架線等見込み件数の増、
総合行政情報システム整備事業 75万1千円の増は、
主に、住民の利便性向上に伴う不在者投票用紙請求のオンラインシステム化
の追加に要するシステム改修費の計上であります。

7目 文書広報費 1万1千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8目 財政管理費 14万2千円の増 次ページにわたり
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

10目 企画費 227万2千円の減、次ページにわたり、
主に、結婚支援 360万円の減は、
当初予算計上では、国が補助上限額を引き上げるとされていたが、その後引
き上げが見送られたことによる補助金額の減、

若竹第2埠頭付近倉庫等解体事業 254万6千円の増は
廃油処理の発生による設計変更に伴う補助金の増

姉妹都市看板整備事業 48万4千円の増は、
看板デザイン及び工事諸経費増による計上で、
その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であり
ます。

11目 財産管理費 14万1千円の増
主に、普通財産町有地である旧厚岸保育所跡地敷地整備にかかる碎石の購入
費の計上であります。

12目 車両管理費 公用車管理 88万7千円の増は、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

14目 厚岸大橋開通50周年記念事業費 74万8千円の減
記念事業一般 47万3千円は 次ページにわたり、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減で、記念新聞制作委託料
110万円の増は、広告料から予算を振替えての計上、
その他、説明欄記載のとおり、事業費の確定による減であります。

2 項 徴税費 1 目 賦課納税費 町民税課税 4 8 万 1 千円の増は、
令和 5 年 5 月から始まる地方税統一の Q R コード収納テストに伴う電算処理
委託料の計上であります。

3 項 1 目 戸籍住民登録費 1 5 2 万 8 千円の増 次ページにわたり
戸籍住民基本台帳 1 3 万 2 千円の増は、
上尾幌郵便局で戸籍証明書発行に使用している複合機更新に伴う戸籍システ
ム設定委託料の計上、

個人番号カード普及促進 1 3 9 万 6 千円 新規計上は、
個人番号カードの普及促進のため、郵便局への申請支援業務を委託するた
めの委託料及び必要となる端末、プロジェクタースクリーン、プリンタ各 6 台
の備品購入費の等の計上であります。

4 項 選挙費
7 目 参議院議員選挙費 9 6 万 8 千円の減
選挙事務執行確定に伴う減額補正であります。

5 項 統計調査費 1 目 統計調査総務費 補正額ゼロ
財源内訳補正であります。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費
1 5 1 万 7 千円の増 次ページにわたり、
主に、国民健康保険特別会計 1 6 万 9 千円は、繰出金の増
保健福祉総合センター・健康広場 1 1 1 万 7 千円の増は、
主に、燃料費・重油の増
災害見舞金 2 5 万円の増は、
火災による見舞金の増額計上であります。
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 心身障害者福祉費 1 5 9 万 5 千円の増 次ページにわたり
主に、障害者（児）補装具給付 1 4 1 万 3 千円の増は、
給付費の見込みによる増
障害者（児）ふれあいフェスティバル 3 4 万円の減は、
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となった関係経費の減
地域生活支援 2 6 万 4 千円の増は、
給付費対象者の見込みによる増
地域訪問支援 1 7 万 3 千円の増は、
主に、リフト付福祉車の修繕料の計上で

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増と財源内訳補正であります。

3目 心身障害者特別対策費

重度心身障害者医療 44万2千円の増は
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4目 老人福祉費 102万6千円の増
40ページにわたり、主に、
介護保険特別会計 145万4千円の増は、繰出金の増

介護予防・生活支援（高齢者福祉） 11万4千円の増は、
サービス利用者の増による執行見込みによる増

老人福祉施設 20万9千円の増は、
主に、修繕料 74万1千円は、特別養護老人ホーム心和園非常灯修繕に 59万4千円と特別養護老人ホーム心和園排煙窓修繕に 14万7千円の増、老人福祉施設第三者評価委託料 50万円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による評価事業の中止による減で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

5目 後期高齢者医療費 470万9千円の増
後期高齢者医療特別会計 49万4千円の減は、繰出金の減。

後期高齢者医療一般

北海道後期高齢者医療広域連合負担金 520万3千円の増は、
前年度の療養給付費負担金の精算による増であります。

7目 自治振興費

地方バス路線維持対策 584万9千円の増は、
運行するくしろバスの決算に基づき、バス運行に伴う不足分への補助金の申請があり、当初予算との差額を補正計上するものであります。
内訳では、
生活交通路線 国庫補助金対象である
厚岸釧路線が、52万2千円の増
同じく、町単独路線の国泰寺線分が 532万7千円の新規計上で、
計 584万9千円の増であります。

8目 社会福祉施設費 29万2千円の増
コミュニティセンター 26万9千円の増は、
経年劣化により使用不能となった光栄地区コミュニティセンター調理室用ガス給湯器及び調理室用ガスコンロの購入費の計上であります。
生活改善センター 2万3千円の増は、
誘導灯取替による修繕料の増で
その他、説明欄記載のとおり、財源内訳補正であります。

10目 諸費 448万円の減 次ページにわたり
老人福祉施設感染症対策 107万8千円の増
修繕料 107万8千円は、
特別養護老人ホーム心和園で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じるため、地域密着型施設の地域交流ホールと厨房をつなぐ廊下にドア建具を設置費の計上で、
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる減であります。
なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費 24万1千円の増 次ページにわたり、
児童福祉一般 15万円の増は、主に、旧尾幌へき地保育所の雨漏りによる修繕料の増、
太田へき地保育所 2万円の増は、
寄附金受領による児童用消耗品の購入費の増、
子育て支援対策 7万1千円の増は、
利用者見込み増に伴う補助金の計上であります。

3目 ひとり親福祉費 50万2千円の増
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4目 児童福祉施設費 107万9千円の増
主に、子育て支援センター 2万円の増は、
寄附金受領による児童用消耗品の購入費の増、
しんりゅう保育所 102万8千円の増は、
主に、寄附金受領による児童用消耗品の購入費の増と燃料費及び光熱水費の増のほか、施設用備品購入 26万8千円の増は、児童用椅子12脚と寄附金受領によるプロジェクターの購入費の計上、

あつけし保育所 3万1千円の増は、
主に、寄附金受領による児童用消耗品の購入費の計上で、その他、説明欄記載のとおり、財源内訳補正であります。

5目 児童館運営費 4万円の増 次ページにわたり
有遊児童館及び子夢希児童館の消耗品費 2万円の増は、
寄附金受領による児童用消耗品の購入費の計上であります。

6目 諸費

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務 6万円の増
北海道が実施するひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴う申請受付事務等に必要な経費の計上であります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費

2目 健康推進費 28万3千円の減

健康推進一般 32万円の減は、
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となった健康まつり実行委員会に対する補助金の減
妊娠・出産包括支援 3万7千円の増は、
主に、産前・産後ケア教室講師派遣に伴う経費の計上であります。

3目 墓地火葬場費 34万2千円の増 次ページにわたり
主に、斎場 34万円の増は、燃料費・灯油の増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4目 水道費 723万6千円の減

水道事業会計 68万9千円の減は、補助金の減であります。
簡易水道事業特別会計 654万7千円の減は、繰出金の減であります。

5目 病院費 1億5千万円の増

病院事業会計への負担金及び補助金の計上であります。
現時点における医業収入を見込んでの収支不足補てん分を含め
補正後、総額を5億3,799万8千円とするものであります。

7目 諸費 1, 967万8千円の増 次ページにわたり、
主に、
健康管理システム整備事業 18万5千円の増は、
新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種対応に係る健康管理システムの改修
費の計上

新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保 1, 310万円の増は、
新型コロナウイルスワクチン予防接種5回目の実施に要する事務管理経費の
計上で、

その内容は、パートタイム会計年度任用職員事務補助員2名分と看護師1名
分の報酬と会計年度任用職員2名の雇用に伴う給料、職員手当及び健康保険
料と職員手当等の計上、予防接種業務委託料 200万円の増は、主に、小
児接種看護師配置等委託料の増、予防接種予約業務委託料 800万8千円
の増は、接種予約をコールセンター業務へ移行したことによる委託料の増、
会場借上料 42万1千円は、湖南地区のワクチンの接種会場となる社会福
祉センター大ホールの借上料の計上、車借上料 72万円は、ワクチン接種
会場の移動に必要なリース車両の計上、事務機器借上料 27万3千円は、
会計年度任用職員用のパソコンなどの借上料の計上、
償還金 156万9千円 新規計上は、令和3年度新型コロナウイルスワク
チン接種対策費国庫負担金返還金の計上であります。

新型コロナウイルスワクチン予防接種 639万3千円の増は、
主に、
予防接種委託料 637万6千円は、オミクロン株に対応するワクチン接種
見込み者数 2800人に対しての委託料の計上であります。

2項 環境政策費

4目 ごみ処理費 ごみ処理場管理 85万6千円の増は、
主に、ごみ処理場事務所と污水处理施設の暖房用灯油及び電気料の増のほか、
施設及び車両修繕料の増であります。

5目 し尿処理費

污水处理施設管理 157万2千円の増 次ページにわたり
主に、施設灯油代及び電気料、施設修繕料の増のほか、手数料 11万4千
円の増は、流量調整棟受入槽の清掃手数料の計上であります。

5 款 農林水産業費 1 項 農業費

2 目 農業振興費 1 5 8 万 1 千円の増

青年就農給付金給付 3 0 0 万円の減は、北海道の補助要綱の変更に伴う事業振替えによる減、

農業次世代人材投資事業給付金給付 2 2 5 万円 新規計上は、北海道の補助要綱の変更により、青年就農給付金からの事業振替えによるもので、給付金 2 名の支給の見込みでありましたが、1 名については、所得基準の超過により対象外となり、新規 1 名の就農者が対象で、下期分のみの支給となる計上

新規就農者育成総合対策給付金給付 3 7 5 万円新規計上は、北海道新規就農者育成総合対策事業補助金の採択を受けての新規就農者 1 名分の補助金の計上

中山間地域等直接支払事業 1 4 1 万 9 千円の減は、交付金制度の改正に伴い、交付対象農用地面積が変更になったことによる補助金の減額補正であります。

3 目 畜産業費 1, 5 6 6 万 3 千円の減 次ページにわたりそれぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定による減であります。

5 目 農地費 7 8 0 万 5 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定による減及び執行見込みによる増であります。

6 目 牧野管理費 町営牧場 9 2 5 万 4 千円の増は、主に、トラクターなどの軽油の増のほか、修繕料 5 7 5 万 6 千円の増は、主に、トラクターほか作業機の修繕料と大別団地の排水路及び污水圧送管交換修繕料の増、産業廃棄物処理委託料 1 0 8 万 2 千円の増は、直営で解体した住宅廃材運搬処理料の増で、その他は、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7 目 農業施設費 6 2 万 4 千円の増 次ページにわたり

尾幌酪農ふれあい広場 2 2 万 8 千円の増は、主に、施設電気料の増のほか、修繕料 1 1 万円の増は、給湯管漏水による修繕料の増
太田活性化施設 修繕料 1 8 万 7 千円の増は、屋外排水管の破損による修繕料の計上

農業農村活性化施設整備事業 18万1千円の増は、
資材の高騰による修繕料の増
その他は、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8目 農業水道費 76万1千円の減 次ページにわたり、
主に、水道料金計算収納 2万5千円の増は
主に委託料 2万3千円の増は、
水道料金の過年調定に対応する機能追加に伴うシステム改修委託料の増で、
その他、説明欄記載のとおり事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

9目 堆肥センター費 堆肥センター 137万円の増は、
主に、ショベルローダー用軽油の増と施設電気料の増のほか、修繕料
50万5千円は、攪拌機の修繕料の増であります。

10目 諸費

農業資材高騰支援給付金給付 992万3千円 新規計上
次ページにわたり

長期化する購入粗飼料等価格高騰により影響を受けている酪農経営に対し支援するため、農業資材高騰支援給付金を給付するものであります。

その内訳は、国の飼料価格高騰緊急対策事業における国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策では、北海道地区は1頭あたり7,200円の支給で、都府県は1頭あたり1万円の単価となっていることから、その差額分2,800円を厚岸町と太田農業協同組合、浜中農業協同組合がそれぞれ折半して支給するもので、見込み頭数7千頭に対して、補助金 980万円の計上のほか一部の事務を両農業協同組合に委託して実施するための委託料の計上であります。

なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

2項 林業費

4目 林業施設費 木工センター 5万9千円の増
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

3項 水産業費

1目 水産業総務費 水産業一般 1万円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 水産振興費 3, 289万5千円の増

主に、赤潮対策緊急支援事業 689万5千円の増は、
ウニ種苗秋放流に対する負担金の増

陸上電力供給設備整備事業 200万円 新規計上は、
作業効率の向上と燃料代などのコスト軽減を図るため、若竹第二埠頭に陸上電力供給設備の整備を行うものの経費の計上

貝類洗浄機導入事業 570万円 新規計上は、
作業効率の向上と衛生管理の徹底が図られるため、貝類の自動洗浄機20台の導入経費の計上

冷蔵設備等導入事業 950万円 新規計上は、
水産物の品質保持を目的とした特殊冷凍機1台等の導入経費の計上

水産物鮮度維持設備・情報管理システム導入事業 700万円 新規計上は、鮮魚類及び加工品の鮮度管理水準の向上を目的に内蔵型ショーケース4台、空調設備費の整備と販売傾向、消費者ニーズを把握し、水産加工業への商品開発提案や販売戦略を目的とした販売情報管理システムの導入経費の計上、

かき湾内施設整備事業 230万円は、
かきの安定的な生産量を図るため、かき養殖施設の海底に設置されているアンカーブロックの係留金具腐食に伴う新たに設置する経費の計上で、
それぞれ、厚岸漁業協同組合が事業主体となり、地域づくり総合交付金の補助を受けて、新規計上するものであります。
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3目 漁港管理費 漁港施設 45万2千円の増は、
主に、修繕料 45万4千円の増は、排水管の取替など各漁港トイレの修繕料の計上であります。

5目 養殖事業費 522万5千円の増 次ページにわたり
カキ種苗センター 412万5千円の増は、
主に、施設の重油、電気料及び水道料の増で、修繕料 203万3千円の増は、電気温水器交換や玄関ドアなどの修繕料の増

水産増養殖調査研究 110万円の増は、
主に、カキの高品質化に向けた調査研究事業の実施に伴うカキ養殖実証試験現地視察旅費と地域づくり総合交付金の補助採択を受け、試験研究用消耗品や分析委託料等の関係経費の計上であります。

6 目 水産施設費 9 万 7 千 3 百円の増

主に、漁村環境改善総合センター 1 万 4 千 4 百円の増は、
主に、故障により、使用不能となった F F 式ストーブ 1 台の購入費の計上
水産種苗生産センター 8 万 1 千 3 百円の増は、受水槽の清掃 1 回分の増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

7 目 全国豊かな海づくり大会推進事業費 1 万 1 千 8 百円の減

主に、全国豊かな海づくり大会北海道大会 1 年前プレイベントに係る漁港用地整地のための碎石の購入であります。

6 款 1 項 商工費 次ページ

1 目 商工総務費 消費生活 7 千円の減の減は、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3 目 食文化振興費 2 万 2 千 9 百円の増

味覚ターミナル・道の駅 2 万 6 千 1 百円の増は、
主に、修繕料 2 万 3 千 5 百円の増は、屋外男子トイレ手洗い場配水管修繕及び 炭焼 炙屋 温風暖房機送風ファンモーター取替修繕料の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、財源内訳補正であります。

4 目 観光振興費 1 億 8, 5 8 3 万 8 千円の増 次ページにわたり

主に、観光振興一般 通信運搬費 2 万 2 千 4 百円の増は、厚岸町観光振興計画策定に伴う町民意識調査を実施に係るアンケート調査票郵送料の計上
観光宣伝 印刷製本費 1 万 2 千 7 百 1 千円の増は、
在庫が不足となった厚岸町総合観光パンフレット日本語版の増刷費等の計上
ふるさと納税 1 億 3 千 4 百 9 万 2 千円の増は、
寄附金総額 7 億円を見込んでの返礼品及びふるさと納税支援サービス委託料等の増
ふるさと納税基金 8, 1 万 1 千 8 百円の増は、
寄附金総額 7 億円を見込んでの基金積立金の増で、
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び財源内訳補正であります。

5 目 観光施設費 3 万 2 千 5 百円の増 次ページにわたり、

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

7 款 土木費

1 項 土木管理費 1 目 土木総務費

大規模盛土造成地変動対策 8 万 4 千円の減は、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 目 土木車両管理費 車両管理 2 3 6 万円の増は、
ダンプトラックなどの車両の燃料費及び修繕料の計上であります。

2 項 道路橋梁費 1 目 道路橋梁維持費 9 2 7 万 5 千円の増
次ページにわたり、
主に、道路橋梁管理 7 4 万円の増は、町道舗装道路及び側溝修繕料、
町道補修用碎石購入の増
道路照明管理 7 6 7 万 8 千円の増は、道路照明電気料及び照明器具修繕料
の増
町道歩道整備事業 8 5 万 7 千円の増は、
住の江町通り歩道改修工事について、コンクリート管交換の設計変更に伴う
工事費の増であります。

2 目 道路新設改良費 2 億 7 0 8 万 6 千円の減 次ページにわたり、
主に、床潭・末広間道路整備事業 2 億 3 6 6 万 4 千円の減は、
この事業の財源である、社会資本整備総合交付金の大幅な減額交付決定を踏
まえ、事業内の事業費をそれぞれ調整増減するものであります。
住の江町通り整備事業 1 6 8 万 9 千円の増は、主に、支障物件移転補償金
の増で、その他、それぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによ
る増減であります。

3 目 除雪対策費

除雪対策 2 億 8, 0 4 5 万 4 千円の増は 次ページにわたり
除雪対策概ね、1 4 回分の除雪対策に要する予算計上となります。

3 項 河川費 1 目 河川総務費 7 万 5 千円の増 次ページにわたり
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 項 都市計画費

1 目 都市計画総務費 27 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 下水道費 下水道事業特別会計 438 万 9 千円の増は
説明欄記載のとおり、繰出金の増であります。

5 項 公園費 次ページ

1 目 公園管理費 公園施設 4 万 8 千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6 項 住宅費

2 目 住宅管理費 620 万 4 千円の増

主に、町営住宅 618 万 3 千円の増は、主に、各団地の修繕料の増で、

その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増及び財源内訳補正であります。

8 款 1 項 消防費 1 目 常備消防費 508 万円の減

釧路東部消防組合 67 万 6 千円の減は、

主に、各分団の修繕料、職員人事異動に伴う給与費の増などによる負担金の調整のほか、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、高性能マスクや消毒用薬剤等に 132 万 5 千円、感染防護服等に 67 万 2 千円の購入費の計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

旧消防庁舎等解体事業 377 万 9 千円の減については、工事入札不調となり、工事期間が年度内完了が見込めないことからの減額補正で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う減であります。

2 目 災害対策費 120 万 1 千円の減、

主に、体験型防災イベント 120 万 5 千円の減は、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった、経費の減で、 その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増及び財源内訳補正であります。

9 款 教育費 2 項 小学校費

1 目 学校運営費 7 8 7 万 8 千円の増 次ページにわたり
主に、厚岸小学校ほか 2 校の施設電気料などの増のほか、
それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 学校管理費

学校管理 2 7 万 7 千円の増は、主に、各小学校施設及び備品の修繕
料の計上であります。

3 目 教育振興費 補正額ゼロ

説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整であります。

4 目 諸費

小学校感染症対策 4 5 万円 新規計上は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う各小学校における感染症対策に
要する整備として、感染症対策消耗品の購入費の計上であります。

3 項 中学校費

1 目 学校運営費 2 6 4 万 8 千円の増 次ページにわたり
主に、厚岸中学校ほか 2 校の施設電気料などの増のほか、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 学校管理費 5 3 2 万 9 千円の増

学校管理 1 6 9 万 9 千円の増は、
主に、各中学校施設及び備品の修繕料の増と事務用備品購入 2 万 4
千円の増は、故障により使用不能となった太田中学校のファクシミリ
機 1 台の購入費の計上
厚岸中学校自動火災報知設備整備事業 3 6 3 万円 新規計上は、
1 0 月下旬の消防用設備保守点検で不良箇所が判明した厚岸中学校における
自動火災報知設備の改修補修工事費の計上であります。
なお、今年度での工事が完了見込めないため、令和 5 年度に繰り越すもので
あります。

次ページ

4 目 諸費

中学校感染症対策 45万円 新規計上は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う各中学校における感染症対策に
要する整備として、感染症対策消耗品の購入費の計上であります。

5 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費 75万4千円の減

主に、芸術文化 33万7千円の減は、

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった、芸術鑑
賞事業、に係る経費の減**

友好都市子ども交流 37万円の減は、

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった、交流事
業に係る経費の減で、**

**その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であり
ます。**

4 目 文化財保護費

アッケシソウ試験栽培 2千円の減

説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

5 目 博物館運営費 次ページにわたり、

海事記念館 128万6千円の増は、主に、施設用灯油及び重油の増
のほか、修繕料 87万5千円の増は、

2階パネルヒーター故障による修繕料の計上、施設用備品購入 7万4千円
は、故障により使用不能となった冷蔵庫1台の購入費の計上であります。

6 目 情報館運営費 45万2千円の増は、

厚岸情報館 49万8千円の増は、

主に、施設用重油の増のほか、事務用備品購入 19万3千円の増は、パソ
コン教室の講師用及び研修会、オンライン会議等で使用するノートパソコン
1台の購入費の計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによ
る減であります。

6 項 保健体育費 1 目 保健体育総務費

学校保健一般 16万3千円の増

厚岸中学校で実施する学校トイレへの生理用品配置モデル事業に要する生理
用品などの消耗品の計上であります。

次ページ

2目 社会体育費

多目的屋内スポーツ施設整備事業 5千円の増
施設愛称採用者に対する記念品の計上であります。

3目 温水プール運営費

温水プール 293万9千円の増
施設用重油及び電気料の増であります。

4目 学校給食費

学校給食センター 474万5千円の増は、
主に、消耗品費 63万4千円の増は、主に、調理消耗品の購入、燃料費189万6千円の増は、主に重油見込みの増、光熱水費 132万8千円の増は、主に、電気料の増、修繕料 87万円の増は、調理器具の修繕料と蒸気ボイラーほか施設修繕料の計上であります。

11款 1項 公債費 1目 元金 補正額ゼロ
財源内訳補正であります。

12款 1項 1目 給与費 7, 239万5千円の減 次ページに
わたり

特別職・一般職員等人件費 3, 321万5千円の減
職員の採用・退職、昇格、会計間異動など
それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整減で、
会計年度任用職員人件費 3, 918万円の減
職員の採用・退職など

それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整増減であります。
なお、98ページから101ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による
5ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正 追加であります。

9款 教育費 3項 中学校費
事業名 厚岸中学校自動火災報知設備整備事業
金額 363万円

この事業につきましては、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費の設定を行うものでございます。

ふたたび1ページへお戻り願います。

第3条 地方債の補正であります。
地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

6ページをお開きください。

第3表 地方債補正 変更であります。
公営住宅建設事業 1,550万円の減
緊急防災・減災事業 30万円の減
辺地対策事業 8,280万円の減
過疎対策事業 200万円の増
起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

7ページをご覧ください。
地方債に関する調書補正であります。
表の下段、合計欄
令和3年度末、現在高、125億3,037万6千円
令和4年度中、起債見込額、9億2,150万円
令和4年度中、元金償還見込額、9億8,558万5千円
補正後の令和4年度末、現在高見込額は、
124億6,629万1千円となるものであります。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

次に、議案第84号であります。

議案第 8 4 号

令和 4 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和4年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（2回目）
令和4年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、33万4千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13億9,752万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、2 款2 項、
歳出では、1 款2 項にわたって、
それぞれ、33万4千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
6 ページをお開き願います。
歳入であります。

4 款 道支出金 1 項 道補助金 1 目 1 節 保険給付費等交付金
保険給付費等交付金 特別交付金 16万5千円の増
国民健康保険未就学児均等割保険料負担金創設による国民健康保険事業報告
システム改修に要する交付金の計上であります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金
16万9千円の増
補正財源調整として増額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 5 2 万 8 千円の増
職員人件費 4 5 万 3 千円の増は

説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の増減であります。

なお、1 0 ページから 1 2 ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

国民健康保険一般 7 万 5 千円の増は、

主に、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金創設による国民健康保険事業報告システム改修に対する負担金の計上で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 項 1 目 特別対策事業費

会計年度任用職員人件費 1 9 万 4 千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の減であります。

以上で、議案第 8 4 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 8 5 号であります。

議案第 8 5 号

令和 4 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和4年度 厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算（2回目）

令和4年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1, 542万9千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億1, 838万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、5 款6 項、

歳出では、3 款3 項にわたって、

それぞれ、1, 542万9千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 目 水道使用料

3 節 過年度収入 1 万3千円の増

収入に伴う増額補正であります。

2 項 手数料 1 目 水道手数料 1 節 給水工事手数料 5 万2千円の増
新設給水工事見込みなどに伴う手数料の増であります。

4 款 道支出金 1 項 道補助金 1 目 水道費道補助金

1 節 水道事業費補助金 1 0 0 万6千円の減

地域づくり総合交付金の交付見込額の減による計上であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金 6 5 4 万7千円の減
補正財源調整に伴う減であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 1 節 雑入 1 5 万 9 千円の増
記載のとおり、消費税及び地方消費税還付金の増であります。

9 款 1 項 町債 1 目 水道債 1 節 水道事業債
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費執行見込み等による充当債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

1 0 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 4 5 万 5 千円の増
主に、職員人件費 3 2 万円の増は
説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の増減であります。
なお、1 4 ページから 1 6 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。
水道料金計算収納 1 7 万 9 千円の増は、主に、水道料金の過年調定に対応
する機能追加に伴うシステム改修委託料の増。
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 款 水道費 1 項 1 目 水道事業費 1, 5 8 8 万 6 千円の減
次ページにわたり、
主に、簡易水道施設 3 0 9 万 6 千円の増は、
主に、各水道施設の電気料及び施設修繕料の計上、
検満及び新設メーター整備事業 2 万円の増は、主に、
新設メーター器取付見込の増、
太田・片無去地区配水管等整備事業 1, 7 2 8 万円の減は、
北海道が実施する予定の測量及び実施設計業務が、事業費の調整により、測
量業務のみになったことによる減額補正で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費の確定及び執行見込みによ
る減であります。

4 款 1 項 公債費 2 目 利子 長期債利子 2 千円の増
令和 3 年度長期債、借入実行に伴う利子確定による増であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正 変更であります。

簡易水道事業 810万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和3年度末、現在高 1億4,139万6千円

令和4年度中、起債見込額 4,510万円

令和4年度中、元金償還見込額 301万6千円

補正後の令和4年度末現在高見込額は、

1億8,348万円となるものであります。

以上で、議案第85号の説明を終わります。

続きまして、議案第86号であります。

議案第 8 6 号

令和 4 年度 厚岸町下水道事業特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和4年度 厚岸町 下水道事業 特別会計補正予算（2回目）

令和4年度 厚岸町の下水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5, 559万9千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7億835万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、6 款6 項、

歳出では、2 款3 項にわたって、

それぞれ、5, 559万9千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 分担金及び負担金 2 項 負担金

1 目 下水道費負担金 46万円の増

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料

1 目 下水道使用料 48万9千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増であります。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金 1 目 下水道費国庫補助金

1 節 下水道事業費補助金 2, 591万8千円の増

社会資本整備総合交付金について、配分額の確定による増と繰越分は、社会
資本整備総合交付金の追加交付決定を受けての増額計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「公共下水道事業（補助繰越）」
において説明いたします。

5 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金
4 3 8 万 9 千円の増
補正財源調整に伴う増額補正であります。

6 款 諸収入 2 項 1 目 1 節 雑入 6 4 万 3 千円の増
説明欄記載のとおり、消費税及び地方消費税還付金の増であります。

7 款 1 項 町債 1 目 下水道債
1 節 下水道事業債 2, 6 0 0 万円の増
2 節 公営企業会計適用債 2 3 0 万円の減
それぞれ、事業費の執行見込みの増減に伴う充当事業債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

1 1 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 下水道費 1 項 下水道管理費 1 目 一般管理費
3 2 万 1 千円の増

主に、

職員人件費 1 6 7 万 2 千円の増は、説明欄記載のとおり、職員人件費の増減であります。

なお、1 7 ページから 1 9 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

下水道一般 3 万 1 千円の増は、

主に、令和 5 年 4 月からの適格請求書発行に対応するためのテスト用納入通知書兼領収書の印刷製本費の計上、

下水道事務電算処理 8 4 万円の増は、

主に、下水道料金の過年調定に対応する機能追加に伴うシステム改修委託料のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 目 管渠管理費 管渠 2 2 3 万 4 千円の増は、

主に、各ポンプ場電気料の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

次ページ

3目 処理場管理費 終末処理場 130万3千円の増は、主に、終末処理場電気料の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 普及促進費 水洗化等改造工事補助 81万9千円の減は、説明欄記載のとおり、執行見込みによる補助金の減であります。

2項 下水道事業費 1目 公共下水道事業費 5,275万2千円の増
公共下水道事業 補助分 574万2千円の増は、社会資本整備総合交付金の交付決定を受けて、事業費調整及び事業費確定に伴う増減、
公共下水道事業 補助繰越 4,697万円の増は、社会資本整備総合交付金の追加交付決定を受けての補正計上であります。
事業内容は、住の江マンホールポンプ所設備更新工事費の計上であります。
なお、この事業につきましては、令和5年度へ繰り越し、執行する予定であります。
公共下水道事業 起債 4万円の増は、次ページにわたり、説明欄記載のとおり、職員人件費及び執行見込みによる増減であります。

3款 1項 公債費 2目 利子 長期債利子 19万2千円の減は、令和3年度長期債、借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 繰越明許費であります。

地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

4ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費 であります。

公共下水道事業（補助繰越）について、国の繰越承認を得て、令和5年度に繰り越して執行するため、総額 4,697万円の繰越明許費を設定するものであります。

1ページへお戻り願います。

第3条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお開きください。

第2表 地方債補正 変更であります。

公共下水道事業 2, 600万円の増

公営企業会計適用債 230万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

6ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和3年度末、現在高 29億5, 060万4千円

令和4年度中、起債見込額 1億700万円

令和4年度中、元金償還見込額 2億9, 705万4千円

補正後の令和4年度末現在高見込額は、

27億6, 055万円となるものであります。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

続きまして、議案第87号であります。

議案第 87 号

令和 4 年度 厚岸町介護保険特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和4度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（2回目）

令和4年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、275万2千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億1,563万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、5 款6 項

歳出では、4 款8 項にわたって、

それぞれ、275万2千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

3 款 分担金及び負担金 1 項 負担金

1 目 1 節 地域支援事業負担金 13万円の増

説明欄記載のとおり、サービス利用者数見込みによる増であります。

4 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 7 目 地域支援事業交付金

3 節 社会保障充実事業交付金 3万2千円の減

6 款 道支出金 2 項 道補助金 3 目 地域支援事業交付金

3 節 社会保障充実事業交付金 1万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、サービス事業の見込みに伴う交付金の減で
あります。

8 款 繰入金 1 項 1 目

1 節 一般会計繰入金 145万4千円の増

2 項 基金繰入金 1 目 1 節 介護給付費準備基金繰入金

122万8千円の増

それぞれ、補正財源調整による増額補正であります。

10款 諸収入 2項 3目 1節 雑入 1万2千円の減
それぞれ説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費
193万9千円の増、
主に、職員人件費 194万1千円の増は、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の増減であります。
なお、16ページから18ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。
その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2項 徴収費 1目 賦課徴収費 1千円の減
3項 1目 介護認定審査会費 4万9千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 認定調査等費 会計年度任用職員人件費 7千円の減は、
次ページにわたり、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5項 1目 計画策定委員会費 1万1千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

4款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費
1目 包括的支援事業等事業費 職員人件費 3万1千円の増は
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 任意事業費 その他介護予防施策 17万7千円の減は
主に、執行見込みによる会計年度任用職員報酬の減と、配食サービス事業委
託料 43万6千円の増は、サービス利用者数見込みによる増であります。

5目 認知症総合支援事業費 職員人件費 8万5千円の減は
次ページにわたり
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 項 高額介護サービス費等

2 目 高額医療合算介護予防サービス費事業費 7 千円の増
説明欄記載のとおり、支給対象者見込みによる増であります。

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

2 目 償還金 1 2 4 万 7 千円の増

前年度の介護給付費財政調整交付金の精算返還金の増であります。

8 款 サービス事業費 1 項 居宅サービス事業費

1 目 包括的支援事業費 1 4 万 2 千円の減 次ページにわたり

説明欄記載のとおり、職員人件費の増減のほか、執行見込による減であります。

以上で、議案第 8 7 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 8 8 号であります。

議案第 88 号

令和 4 年度 厚岸町後期高齢者医特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書、１ページであります。

令和４年度 厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（２回目）
令和４年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第１条、第１項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、４９万４千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１億５，７４７万１千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページから３ページ、
第１表 歳入歳出予算補正であります。
歳入、歳出ともに、１款１項にわたって、
それぞれ、４９万４千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
６ページをお開き願います。
歳入であります。

３款 繰入金 １項 １目 １節 一般会計繰入金 ４９万４千円の減
補正財源調整に伴う減額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

８ページをお開き願います。

歳出であります。

２款 １項 １目 後期高齢者医療広域連合納付金
４９万４千円の減
後期高齢者医療広域連合への負担金について、前年度の事務費負担金の精算
に伴う負担金の減であります。

以上で、議案第８８号の説明を終わります。

続きまして、議案第８９号であります。

議案第 89 号

令和 4 年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和4年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（2回目）
令和4年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、475万7千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8,131万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、3 款4 項、
歳出では、1 款1 項にわたって
それぞれ、475万7千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
6 ページをお開き願います。
歳入であります。

1 款 サービス収入 1 項 介護給付費収入
1 目 1 節 施設介護サービス費収入 142万2千円の増

2 項 1 目 1 節 自己負担金収入
20万6千円の増
それぞれ、一日平均17.4人の入所者を見込んでの計上であります。

7 款 1 項 1 目 繰越金 1 節 前年度繰越金
311万5千円の増
補正財源としての計上であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 1 節 雑入 1万4千円の増
説明欄記載のとおり、決算見込みによる増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。
8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費
1 目 施設介護サービス事業費 4 7 5 万 7 千円の増

職員人件費 1 1 0 万円の減、会計年度任用職員人件費 2 5 8 万 5 千円の減は、それぞれ説明欄記載のとおり、職員人件費の増減で、1 2 ページから 1 4 ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

介護老人保健施設サービス 7 4 5 万 2 千円の増 は次ページにわたり
主に、需用費 6 7 万 5 千円の増は、給食材料費の増
病院事業運営管理共通経費負担金 7 3 1 万 8 千円は、主に、薬品費や電気料、水道料などの光熱水費による増のほか、その他執行見込みによる増減であります。

以上を持ちまして、

議案第 8 3 号 令和 4 年度厚岸町 一般会計 補正予算 5 回目から
議案第 8 9 号 令和 4 年度厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算 2 回目までの提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。